

吹田市中核市移行基本計画（案）

平成 30 年（2018 年） 7 月
吹田市

《 目 次 》

1	はじめに～基本計画策定の趣旨～	1
2	中核市制度とは	2
	(1) 概要	2
	(2) 指定要件の変遷	2
	(3) 全国の中核市一覧	3
	(4) 中核市市長会	4
	(5) 中核市指定の手続	4
3	中核市移行により移譲を受ける事務	5
	(1) 移譲事務の項目数	5
	(2) 指定都市、中核市、施行時特例市が担う主な事務	6
4	中核市移行により目指す姿	7
5	中核市移行による主な事務の概要とその効果	8
	I 地域の保健衛生の推進	8
	II 行政サービスの効率化・迅速化	16
	III 特色あるまちづくりの推進	23
6	保健所の設置	29
7	保健所移管に伴う検査業務	30
8	外部監査制度	31
9	組織体制	32
10	人員体制	34
11	職員研修	37
12	中核市移行推進体制	39
13	中核市移行に伴う財政的影響額の見込み等	40
	(1) 中核市移行に伴う財政的影響額の見込み	40
	(2) 中核市移行に伴う基準財政需要額等の増加	41
	(3) 中核市移行に伴う府支出金の影響	42
	(4) 中核市移行に関する費用	43
	(5) 大阪府市町村振興補助金	44
14	市民への周知	45
15	今後のスケジュール	47
	参考資料 中核市移行に向けたこれまでの市の取組等	48

1 はじめに～基本計画策定の趣旨～

中核市制度は、地方分権を推進する方策の一つとして、平成7年（1995年）に創設されました。それ以降も、機関委任事務制度の廃止、地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）、権限移譲など、現在に至るまで、地方分権改革として、地方自治体の役割と責任の範囲が大幅に拡大されています。

中核市移行は、住民にとって身近な行政サービスを、現場に近いところできめ細かく展開するという地方分権推進の基本理念に沿った取組であり、指定都市¹以外の都市で、規模等が比較的大きな都市について、その事務権限を強化しようとするものです。

本市では、平成18年（2006年）の中核市指定要件の緩和により、その条件を満たすことになったことから、これまでの間、中核市移行について、慎重に検討を重ねてきました。

平成29年（2017年）5月には吹田市中核市移行推進本部を設置し、本格的な検討体制を整えるとともに、府に対し中核市移行に向けた協力要請を行うなど、平成32年（2020年）4月の中核市移行を目指した具体的な検討段階に進みました。

この「吹田市中核市移行基本計画」は、これまでの各種協議や検討結果を踏まえ、中核市移行により目指す姿、移譲を受ける主な事務の概要とその効果、中核市移行に伴う財政的影響額、組織や人員の体制、今後のスケジュール等についてとりまとめたものです。今後は、広く市民や事業者に情報発信し、意見をお聴きしながら、本計画に基づき、中核市移行に向けた取組を着実に進めていきます。

¹ 指定都市…地方自治法で「政令で指定する人口50万以上の市」と規定されている都市のことです。「政令指定都市」、「政令市」、「指定市」などといわれることもありますが、ここでは地方自治法にしたがって、「指定都市」という名称を使っています。

2 中核市制度とは

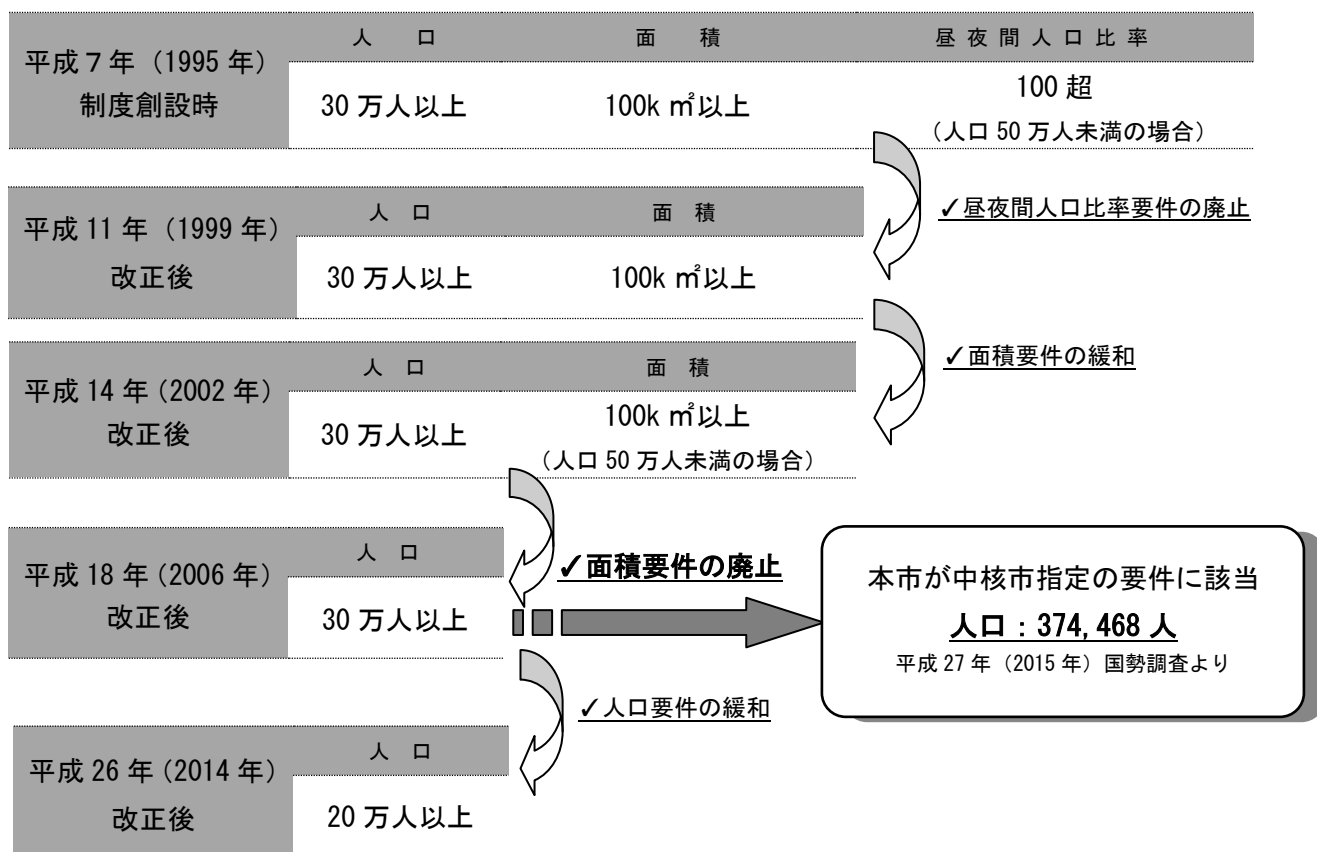
(1) 概要

全国には、人口1,000人に満たない村から100万人を超える大都市まで1,718の市町村があります。これらの市町村は法律などにに基づき、ほとんど同じような事務を行っています。一方で、市町村の規模により、地域において果たすべき役割や抱える課題は異なります。

政令で指定する人口50万人以上の指定都市以外に、人口20万人以上の要件を満たす都市の事務権限を強化し、できる限り住民の身近なところで行政を行うことができるようにした都市制度が中核市制度です。

(2) 指定要件の変遷

平成7年(1995年)に中核市制度が創設された時は、「人口30万人以上、面積100平方キロメートル以上、ただし、人口50万人未満の場合は、昼夜間人口比率が100を超えること」が指定要件となっていました。その後、地方分権推進の観点から要件の緩和が進み、平成18年(2006年)の地方自治法改正により面積要件が廃止され、本市も中核市指定の要件を満たすようになりました。なお、平成27年(2015年)に特例市²制度が廃止されましたが、平成27年(2015年)4月1日時点で特例市であった市(施行時特例市)は、経過措置として、平成32年(2020年)3月31日までは人口20万人未満であっても、中核市の指定を受けることができます。



² 特例市…かつてあった大都市制度の一つ。本市は現在「施行時特例市」。

(3) 全国の中核市一覧

平成30年(2018年)4月1日現在、全国1,718の市町村の内、中核市は54市となっています。府内では高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、八尾市が既に中核市に移行しています。なお、平成31年度(2019年度)は山形市、福井市、甲府市、寝屋川市が中核市移行を目指しています。

中核市移行年月日	自治体名 ※括弧内は中核市指定時の人口(単位:万人)
平成8年(1996年)4月1日	宇都宮市(43)・金沢市(44)・岐阜市(41)・姫路市(45)・鹿児島市(54)
平成9年(1997年)4月1日	秋田市(31)・郡山市(33)・和歌山市(39)・長崎市(44)・大分市(43)
平成10年(1998年)4月1日	豊田市(34)・福山市(37)・高知市(32)・宮崎市(30)
平成11年(1999年)4月1日	いわき市(36)・長野市(36)・豊橋市(35)・高松市(33)
平成12年(2000年)4月1日	旭川市(36)・松山市(46)
平成13年(2001年)4月1日	横須賀市(43)
平成14年(2002年)4月1日	奈良市(37)・倉敷市(43)
平成15年(2003年)4月1日	川越市(33)・船橋市(55)・岡崎市(34)・高槻市(36)
平成17年(2005年)4月1日	富山市 ³ (42)・東大阪市(52)
平成17年(2005年)10月1日	函館市(31)・下関市(30)
平成18年(2006年)10月1日	青森市(31)
平成20年(2008年)4月1日	盛岡市(30)・柏市(38)・西宮市(47)・久留米市(31)
平成21年(2009年)4月1日	前橋市(32)・大津市(32)・尼崎市(46)
平成23年(2011年)4月1日	高崎市(36)
平成24年(2012年)4月1日	豊中市(39)
平成25年(2013年)4月1日	那覇市(32)
平成26年(2014年)4月1日	枚方市(41)
平成27年(2015年)4月1日	八王子市(58)・越谷市(33)
平成28年(2016年)4月1日	呉市(24)・佐世保市(26)
平成29年(2017年)1月1日	八戸市(23)
平成30年(2018年)4月1日	福島市(29)・川口市(58)・八尾市(27)・明石市(29)・鳥取市(19)・松江市(21)

³ 富山市は平成8年(1996年)4月1日に中核市の指定を受けていましたが、平成17年(2005年)に新設合併したため、改めて中核市の指定を受けました。

(4) 中核市市長会

中核市市長会は、中核市相互の緊密な連携のもとに、中核市行財政の円滑な運営及び進展を図り、もって地方分権の推進に資することを目的として、全国の中核市とその候補市で構成されています。

活動内容としては、地方分権に係る中核市共通の課題について、プロジェクトを設置して調査・研究を行い、その結果を基に、中核市市長会として、適時、政府や関係機関等へ政策提案、意見表明を行っています。

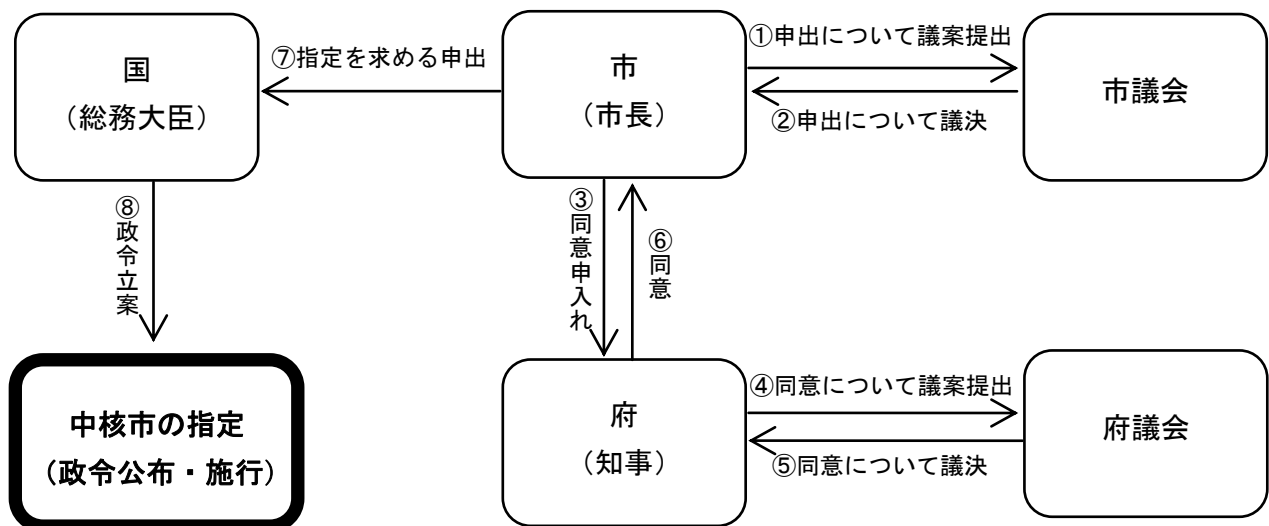
平成 29 年度（2017 年度）は、5 月に、中核市市長会総会において採択した「国の施策及び予算に関する提言」を、自由民主党、公明党、民進党と共に地方分権を推進する国会議員の会、総務省及び厚生労働省へ提出し、提言活動を行い、8 月には、総務大臣と中核市市長との懇談会が開催されました。

また、中核市相互の協力による取組として、災害により被害を受けた都市が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被害を受けていない都市が相互に応援協力することを目的に、中核市災害相互応援協定を締結することになります。

本市は、平成 18 年（2006 年）10 月から中核市候補市として参加していますが、中核市移行と同時に正式加入し、各種会議やプロジェクト、中核市サミット等の活動を通して全国の中核市と連携を強化し、市政の円滑な運営と更なる発展を図ります。

(5) 中核市指定の手続

中核市の指定を受けるためには、市議会の議決、府議会の議決、知事の同意を経て、市が国に申出を行う必要があります。国は、市の申出に基づき中核市の指定を行います。



3 中核市移行により移譲を受ける事務

中核市は、指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが効率的な事務を除き、処理することができます。

中核市移行により移譲を受ける事務は、分野ごとに「民生」、「保健衛生」、「環境」、「都市計画・建設」、「文教」、「その他」に区分されます。

また、移譲を受ける根拠によって「法律・政令」、「府令・省令」、「府単独」、「特例条例」に区分されます。「府単独」及び「特例条例」に基づく事務の移譲を受けるかどうかについては、事務ごとに必要性を精査し、判断します。

(1) 移譲事務の項目数

根拠 \ 分野	民生	保健衛生	環境	都市計画・建設	文教	その他	合計
法律・政令	428	1,012	556	224	21	19	2,260
府令・省令	79	165	9	0	2	0	255
府単独	13	191	57	0	0	0	261
特例条例	0	99	34	3	0	0	136
合計	520	1,467	656	227	23	19	2,912
権限移譲済 ⁴	114	19	133	153	0	2	421

平成29年(2017年)8月現在

⁴ 権限移譲済…中核市の移譲事務のうち「大阪版地方分権推進制度」等により、既に本市が府から権限移譲を受けている事務。

(2) 指定都市、中核市、施行時特例市が担う主な事務

分野	民生	保健衛生	環境	都市計画・建設	文教
指定都市	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者の入院措置 ・動物取扱業の登録 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物用地下水の採取の許可 	<ul style="list-style-type: none"> ・区域区分に関する都市計画決定 ・市街地再開発事業の認可 ・指定区間外の国道、府道の管理 ・指定区間の1級河川（一部）、2級河川（一部）の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・市立小・中学校の教職員の任命、給与の決定 ・市立小・中学校の学級編成基準、教職員定数の決定
中核市	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳の交付（権限移譲済） ・地方社会福祉審議会の設置、運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の設置 ・飲食店、興行場、旅館、公衆浴場の営業許可 ・診療所、助産所の開設許可 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理施設の設置の許可 ・ばい煙発生施設の設置の届出受理（権限移譲済） 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物の条例による設置制限 	<ul style="list-style-type: none"> ・市立小・中学校の教職員の研修
施行時特例市			<ul style="list-style-type: none"> ・一般粉じん発生施設の設置の届出の受理 ・汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理 	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可 ・土地区画整理組合の設立の認可 	

4 中核市移行により目指す姿

急速に少子高齢化が進む我が国において、多くの自治体で人口が減少する中で、本市では、近年、転入超過による人口増加が続き、本市の人口は中核市の要件である 20 万人をはるかに上回る 38 万人に近づきつつあります。

しかしながら、中長期的には本市においても人口減少が予想され、また、医療や介護の必要性が高まる 75 歳以上人口は、平成 22 年（2010 年）には約 3 万人であったのに対し、平成 37 年（2025 年）には、約 2 倍の 6 万人弱に急増し、市民の 6.6 人に 1 人が 75 歳以上という社会を迎えようとしています。

社会情勢、経済状況の先行きが不透明な中で、多様化・複雑化する市民ニーズや超高齢社会の課題に柔軟に対応していくためにも、自治体の規模や特性に応じた役割を担い、自治権限を強化することで、市民の暮らしをしっかりと支える施策を着実に進め、誰もが安心して健やかで快適に暮らし続けられるまちを目指します。

基本的な方向性

（1）市民の命と豊かな暮らしを支える

現在、府が担っている事務のうち、保健衛生、環境、都市計画など幅広い分野の事務を市が担い、効果的・効率的な施策展開と、地域の特性を生かしたまちづくりを進め、市民の命と豊かな暮らしを支えるための取組を一層推進します。

（2）健康寿命の延伸

医療行政を担う保健所の事務権限の移譲を受けることにより、市が保健医療、介護、福祉の各施策を一体的かつ効果的に推進します。また、医師等の専門的な知識を有する職員が、市の保健医療や健康づくりに関する施策の企画、立案に加わり、施策の充実と質の向上を図ることで、「健康・医療のまちづくり」の推進力を高め、市民の健康寿命の延伸につなげます。

（3）更なる権限の移譲

子供の命を守り、健やかな成長に手を差し伸べていくことは、行政にとって優先して取り組むべき課題のひとつです。こうしたことをはじめ、未来を見据えて様々な行政課題に的確に対応していけるよう、中核市移行後は、児童相談所⁵の設置など、更なる権限の移譲を検討します。

⁵ 現在本市にある「吹田子ども家庭センター」は、府が設置している「児童相談所」です。

5 中核市移行による主な事務の概要とその効果

中核市移行により目指す姿を踏まえ、これまで広域自治体である府が実施してきた様々な事務を、市民に最も身近な基礎自治体である市が実施することにより、大きく次の3つの効果を生み出し、市民サービスの一層の向上を図ります。



I 地域の保健衛生の推進

地域の保健衛生の中核的な役割を担う保健所を設置することにより、これまで市が実施してきた母子保健や子育て支援、健康増進等の各事業に加え、府が保健所において実施してきた専門的、技術的な業務を一体的に実施することが可能となり、市民サービスの更なる向上を目指します。

また、医師や獣医師、薬剤師等の保健医療専門職を配置することにより、健康に関する多種多様な相談に対して、きめ細かな対応、支援、指導を行うとともに、庁内関係部署と有機的な連携体制を構築し、健康に関する様々な情報を市民に分かりやすく提供するなど、市民の健康の保持及び増進に向けた取組を一層支援します。

市民の命と健康を守るため、保健医療分野における監視・指導に関する権限の充実を図り、安心・安全な医療施策の展開につなげるなど、保健衛生行政を更に推進します。

以下、主な事務の概要とその効果について、具体的に説明します。

(1) 保健所の主な業務について

項目	内容
企画調整に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所事業の企画立案、保健医療計画策定、研修、人材育成
健康づくりに関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・地域特性に応じた就労者の生活習慣の改善に向けた取組 ・病院、介護老人保健施設、事業所等の特定給食施設に対する指導
健康危機管理に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・健康危機発生防止、健康危機発生時における情報収集、関係機関調整等 ・患者の生命に係る情報の収集及び提供、健康被害者に対する適切な医療の確保のための支援措置等
母子保健に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児、小児慢性特定疾病児等に対する専門的支援、訪問指導、相談 ・小児慢性特定疾病児に対する医療費助成の申請受付 ・特定不妊治療医療費助成
難病対策に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅難病患者に対する専門的支援、訪問指導、相談 ・難病の患者に対する医療費助成の申請受付、相談
結核・感染症に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・結核患者、家族への専門的支援、検診、訪問指導、相談 ・HIV、AIDSの相談、検査、予防啓発 ・感染症対策、感染症患者への相談、疫学調査等
精神保健に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患に関する知識の普及、こころの健康相談、医療に関する相談 ・精神科病院への実地指導（立入検査） ・措置診察の対応（自傷他害の恐れのある者に対する精神保健指定医による診察）
医事に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所、助産所、歯科技工所、施術所の開設等の手続、立入検査 ・医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、薬剤師等の医療従事者の免許手続 ・医療相談窓口の設置
薬事に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品販売業の許可、届出、監視指導 ・毒物劇物販売業の登録、届出、監視指導 ・薬物乱用防止に関する啓発
食品衛生に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・食品関係施設の営業許可、衛生管理指導 ・食中毒等の対応、食中毒予防の推進 ・食品衛生に関する啓発、相談 ・大量調理施設や大規模食品製造施設等の監視指導 ・食品等の行政検査
環境衛生に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館、興行場、公衆浴場等の営業許可 ・理容所、美容所、クリーニング所の開設届、指導 ・シックハウスなど住まいに関する相談 ・特定建築物、遊泳場等の環境衛生施設の許可等の手続 ・環境衛生施設の立入検査、指導、啓発
狂犬病予防、動物愛護に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・狂犬病予防法による浮浪犬の捕獲、収容 ・犬、猫等に関する相談、引取り <p style="text-align: right;">（※府では環境農林水産部が所管）</p>

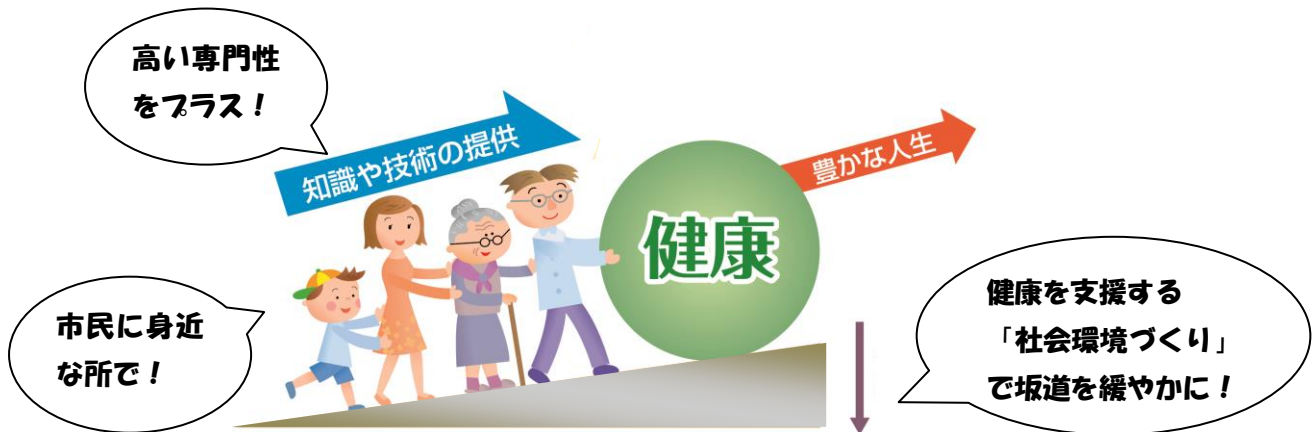
(2) 市による保健所の設置

現在、府が保健所、本市が保健センターを設置していますが、中核市に移行して市が保健所を設置し両方の機能を併せ持つことで、地域の保健衛生の更なる推進を目指します。

	府保健所	市保健センター
主な機能	広域的、専門的、技術的拠点としての機能	住民に身近な保健サービス等の提供
主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定給食施設への指導 ・ 健康危機管理 ・ 身体障がい児の専門的相談、支援 ・ 難病患者の専門的相談、支援 ・ 結核、感染症対策 ・ 精神障がい者の専門的相談、支援 ・ 医事 ・ 薬事 ・ 食品衛生 ・ 環境衛生 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子健康手帳の交付 ・ 妊産婦健康診査 ・ 妊産婦・新生児の訪問指導 ・ 乳幼児健康診査 ・ 各種予防接種 ・ 一般的な保健指導、健康相談、栄養相談 ・ 各種健診、がん検診、特定保健指導 ・ その他健康増進事業(健康ポイント事業、たばこ対策事業、食育推進事業)
主な職種	医師、薬剤師、獣医師、保健師、診療放射線技師、管理栄養士、精神保健福祉士	保健師、栄養士、歯科衛生士

両方の機能を併せ持つことで

- ・ 保健所の行政サービスを市民に身近な存在に
- ・ 市民の健康づくりに高い専門性をプラス
- ・ 健康を支援する「社会環境づくり」の推進へ



ヘルスプロモーション（健康増進）の概念図

(3) 保健所設置に伴う主な効果

ア 総合的な保健サービスの提供

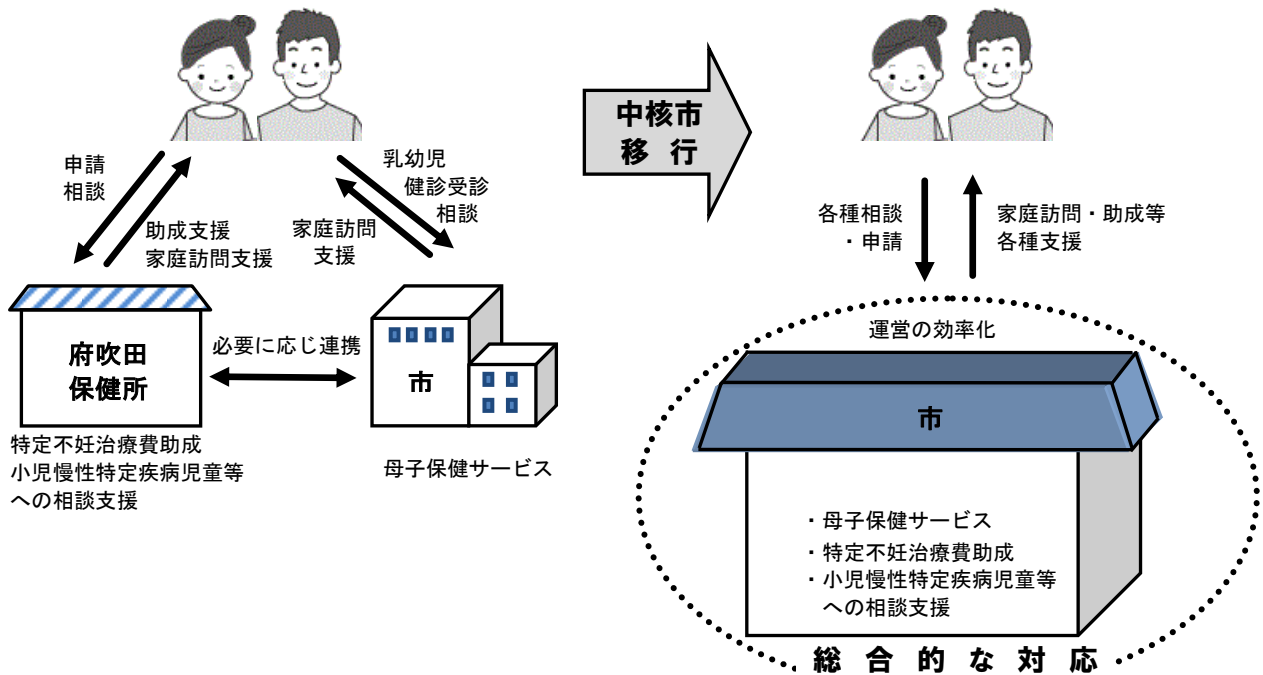
保健センターと保健所の業務を一体的かつ効果的に展開します。

(例)

項目	現在	市保健所設置後
母子保健	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳の交付、乳幼児健診等については保健センター 小児慢性特定疾病児や身体障がい児の療育相談等は保健所 	従来、市が行ってきた母子保健に関する業務に加え、小児慢性特定疾病児や身体障がい児への療育支援を市に一元化することにより、相談体制の充実、強化を図ります。
不妊対策	<ul style="list-style-type: none"> 専門医などによる不妊治療相談については保健センター 特定不妊治療の助成は保健所 	相談と費用助成の窓口を市に一元化することにより、不妊対策に係る相談体制の充実、強化を図ります。

ここが
変わります

(母子保健のイメージ図)



(例)

項目	現在	市保健所設置後
精神保健	<ul style="list-style-type: none"> 自殺予防対策に関する啓発等は保健センター 精神障がい者及びその家族からの福祉サービスに関する相談は障がい福祉室 嘱託医や精神保健福祉士によるこころの健康相談等は保健所 	精神保健衛生や福祉に関する相談、支援を市に一元化することにより、早期治療の促進や社会復帰に向けた支援等、保健医療と福祉が連携した、切れ目のない支援を行います。

ここが
変わります

イ きめ細かな地域保健、健康づくり施策の推進

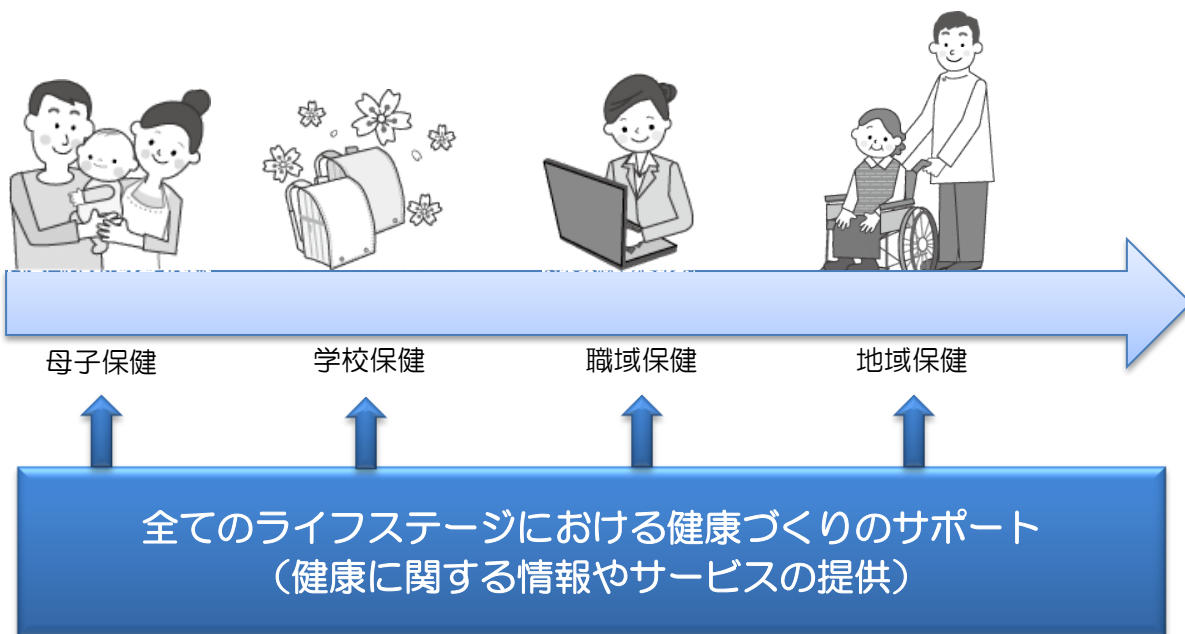
医師、薬剤師、獣医師、精神保健福祉士等、多様な保健医療専門職を配置することにより、それら専門職の知識・能力を生かし、健康増進、母子保健等に関する既存業務等をより効果的に実施します。

また、保健センターと保健所の両方の業務を経験することにより、保健医療分野における、より専門的で広範な知識が蓄積され、市民ニーズに応じたきめ細かなサービスの提供を行います。更に、全てのライフステージにおいて健康づくりのサポートを市が行います。

(例)

項目	現在	市保健所設置後
食育推進	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児や特定保健指導での栄養・食生活支援等は保健センター ・特定給食施設への指導や外食産業への啓発、高校生や大学生への啓発等は保健所 	妊娠期から高齢期まで、全てのライフステージに合わせた食の健康支援を行うとともに、病院、福祉施設、事業所等の給食施設や飲食店への栄養改善やヘルシーメニューの推進等、食の環境づくりに対する支援も行います。
たばこ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・禁煙相談や禁煙の費用助成、特定保健指導や肺がん検診は保健センター ・喫煙防止教育の教材貸出しや全面禁煙施設推進等の対策は保健所 	これまで市が行ってきた禁煙対策に加え、保健所の権限である飲食店の営業許可時に啓発を行うなど、社会環境整備に向けた新たな対策に取り組みます。

ここが
変わります



ウ 安心、安全で地域の実情に応じた医療の推進や公衆衛生の向上

これまで府保健所が行ってきた病院、診療所及び薬局、飲食店、公衆浴場等の許認可業務をはじめとする監視・指導行政を市が自ら計画、実施することで、市全体の医療の推進や公衆衛生の向上を図ります。

(例)

ここが
変わります

市保健所設置後
<p>■ 食の安全に関する対策の強化</p> <p>学校や保育所、福祉施設等の給食調理業者、地域の祭りや盆踊りの模擬店等を企画する自治会・子供会等の地域の団体、万博記念公園等で食のイベントを行う露天商等、市民及び事業者に対して平時から食の安全に関する啓発や監視指導等をきめ細かに実施します。</p>
<p>■ 医療提供体制の整備への本市の主体的な関与</p> <p>超高齢社会に対応した医療環境の整備が急務となっており、これに対応するため、医療機関を指導・監督する立場から、市が主体となって市内の病院間の機能分化・連携を促進することにより、在宅医療を推進します。また、医療行政は二次医療圏⁶が基本的な単位ですが、本市が保健所を設置することで、二次医療圏だけでなく、市内における医療環境の整備をより一層進めます。</p>
<p>■ 医療・介護・福祉行政の一体的実施</p> <p>医療・介護・福祉行政は非常に密接な関係にあるにもかかわらず、医療に係る権限だけは府（保健所）が担っています。保健所を設置し、医療・介護・福祉行政を市が一体的に担うことで、各行政分野の連携や課題共有を更に深めます。</p> <p>とりわけ、地域包括ケアシステム⁷の深化・推進に向けた「医療」や「医療と介護の連携」に、より主体的に取り組めます。それによって、在宅医療と介護を切れ目なく提供できる仕組づくりをより効果的、効率的に進め、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく最期まで暮らせるための支援の充実につなげます。</p>

安心、安全で、地域の実情に応じた
医療の推進 や 公衆衛生の向上



⁶ 二次医療圏…地理的条件等の自然条件や交通事情等の社会的条件、患者の受療動向等を考慮して、一体の区域として入院に係る医療を提供する体制の確保を図る地域的な単位。

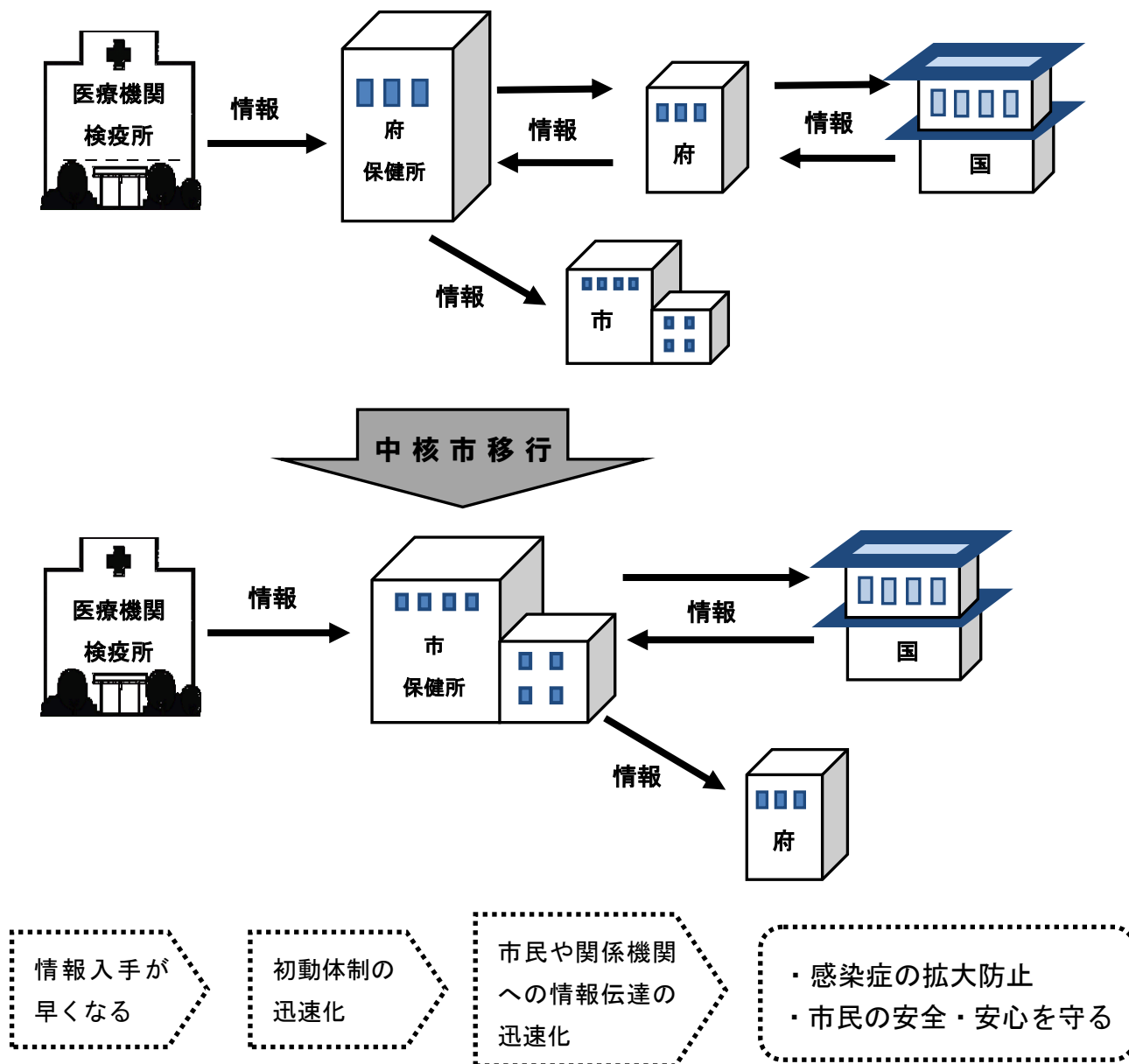
⁷ 地域包括ケアシステム…住まい、医療、介護、予防、生活支援の各サービスが切れ目なく、一体的に提供され、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるための仕組み。

エ 健康危機管理⁸への迅速な対応

健康危機管理に関する情報について、国や医療機関等から直接入手できるようになることにより、例えば、感染症発生時の初動体制の確保や市民、関係機関への情報伝達の迅速化を図り、感染拡大の防止につなげるとともに、平時の監視や予防対策を強化します。

また、感染症対策について、現在市が行っている予防接種等の取組から健康危機管理事象発生時の対応まで一貫した対策を講じます。

(感染症発生時のイメージ図)



⁸ 健康危機管理…医薬品、食中毒、感染症、飲料水、その他何らかの原因（自然災害等）によって生ずる生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生、拡大防止等に関する業務で厚生労働省の所管するもの。

オ 健康・医療のまちづくりの推進

本市は、特定機能病院である国立循環器病研究センターや大阪大学医学部附属病院をはじめ、数多くの医療機関が立地するなど、学術・研究、医療環境が充実しています。

更に、北大阪健康医療都市（健都）においては、国立循環器病研究センターや市立吹田市民病院の移転を契機に「健康・医療のまちづくり」を進めており、複合医療産業拠点（医療クラスター）の形成を通じた「循環器病の予防と制圧」を目指すとともに、市民・来訪者が楽しみながら健康に気づき、学ぶことができるような取組の実施や環境整備も進めています。

こうした健康・医療分野のきわめて高いポテンシャルを最大限活用したまちづくりを更に推進していくためには、本市自身も相応の専門性を獲得していく必要があります。

保健医療分野の行政をつかさどる保健所業務を担い、その権限・専門性を獲得することで、これまで以上に「健康・医療のまちづくり」を推進し、健康寿命の延伸につなげます。

（例）

ここが
変わります。

市保健所設置後	
<p>■ 医学的知見を活用した予防医療・健康づくりの取組の推進</p> <p>本市が保健医療分野の専門性を獲得することで、健都のまちづくりのコーディネーターとして、国立循環器病研究センターと本市を含めた健都関係者が連携した予防医療・健康づくりなどの取組を更に積極的に提案することができます。また、国立健康・栄養研究所の健都への移転も予定されており、運動と栄養に関する豊富な知識を有する同研究所との連携も推進することができます。</p> <p>こうした効果は、健都に限らず、全市的に「健康・医療のまちづくり」を進めていくに当たっても期待できるものです。</p>	
<p>■ 専門職の関与による医療クラスター形成の更なる推進</p> <p>国立循環器病研究センターを中心とした医療クラスターの形成や医療イノベーションの創出を推進するに当たっては、同センターの研究内容や健康関連産業についての理解が必要であり、保健医療分野の専門職がこれらの業務に携わり、又は専門職からの助言を得ることで、こうした取組を更に推進します。</p>	
<p>■ 健都における効果的な医療連携の推進</p> <p>健都では、循環器疾患に係る高度な機能を有する国立循環器病研究センターと総合病院としての市立吹田市民病院が隣接するほか、地域包括ケア機能を有する高齢者向けウェルネス住宅、駅前複合施設における医療モールの整備も予定されています。</p> <p>本市が保健所を設置して医療行政を担い、こうした病院間、病院・診療所間の連携を推進することで、地域医療の質の更なる向上を図ります。</p>	

■ 岸辺駅前施設立地イメージ



II 行政サービスの効率化・迅速化

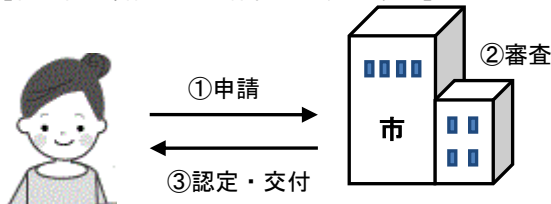
現在、府と市で分担している行政サービスを市で一括して、総合的に行うことで、手続を行う市民の利便性の向上を図ります。

(1) 身体障がい者手帳の交付

根拠法	身体障害者福祉法
概要	身体に障がいのある者からの申請に基づき、診断書及び意見書を審査し、障がい程度が認定基準に該当すると認められるときは身体障がい者手帳を交付、再交付します。また、認定基準等と診断の記載内容に相違がある場合や、指定医の意見等級が「7級」又は「該当しない」と記載されているときは、社会福祉審議会へ諮問します。
所管	障がい福祉室

申請受付から審査、認定までを市で直接行っています。中核市移行後は市で社会福祉審議会を運営するため、諮問が必要となる申請については、今まで必要とされた時間は短縮され、早く手帳交付ができるようになり、必要な福祉サービスも早く利用できるようになります。

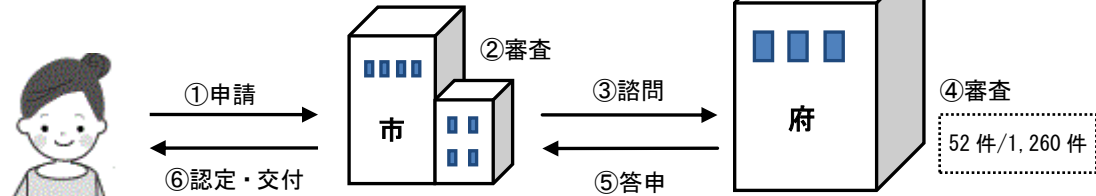
【社会福祉審議会への諮問が不要な場合】



※大阪版地方分権推進制度に基づき、平成24年（2012年）10月に権限移譲済。

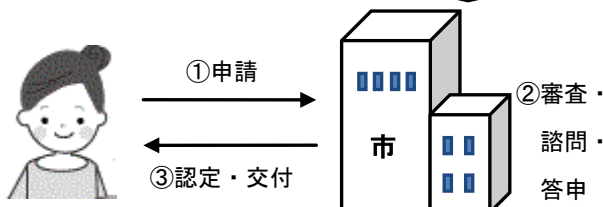
1,208件/1,260件

【社会福祉審議会への諮問が必要な場合】



52件/1,260件

中核市移行



●交付に要する時間 ※諮問を要する場合

現在	中核市移行後
約3か月	約2か月

●身体障がい者手帳交付件数

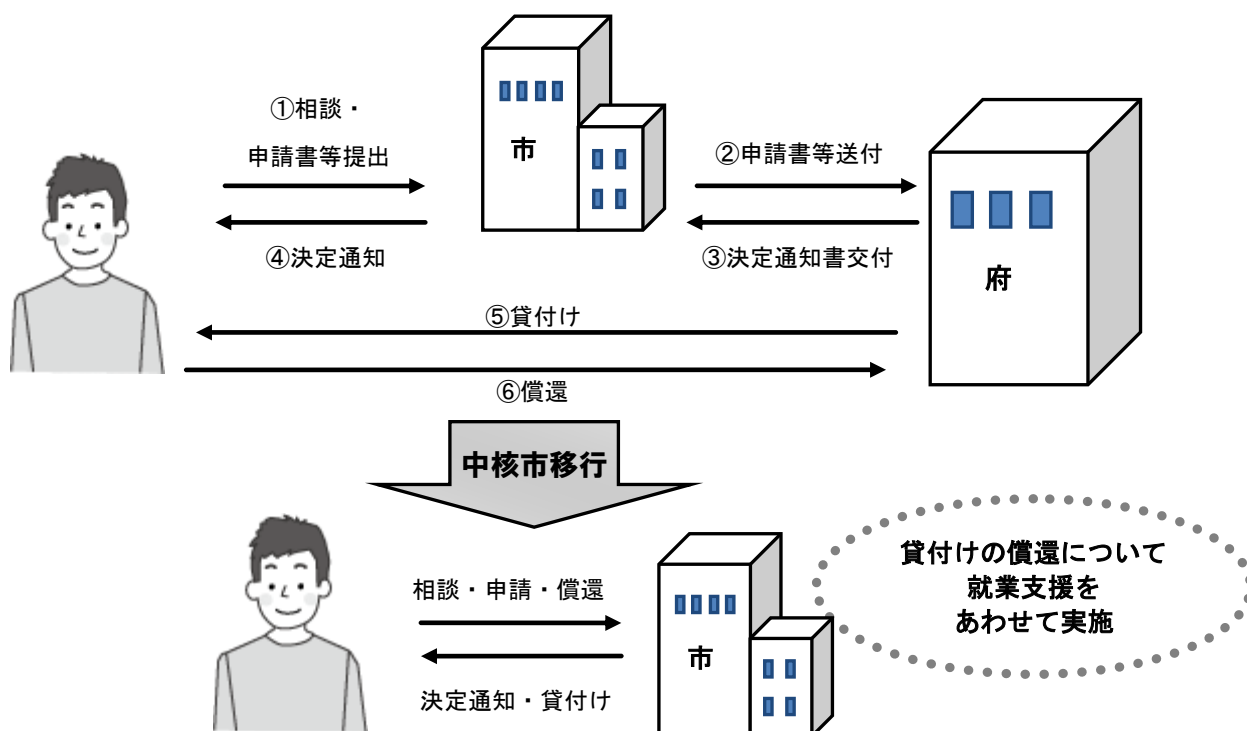
	平成28年度 (2016年度)
身体障がい者手帳交付件数 (新規・再交付)	1,260件
内、諮問した件数	52件

(2) 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け等

根拠法	母子及び父子並びに寡婦福祉法
概要	ひとり親家庭等に対して母子・父子・寡婦福祉資金（修学資金等）の貸付けを行い、母子及び父子並びに寡婦家庭の生活の安定と自立を図ります。また、母子家庭等就業・自立支援センター事業を実施し、就業支援や就業支援講習会等によりひとり親家庭への総合的な支援を行います。
所管	子育て給付課

ひとり親家庭に対する修学資金などの貸付けは、市が相談や受付の窓口となり府が審査や貸付けを行っています。中核市移行後は、市がこれら全ての事務を行うことで、受付から貸付けまでの時間の短縮を図ります。

また、貸付けの償還について、無理のない償還になるよう、就職が困難になっている世帯に対し、ひとり親家庭の親や子供の就業支援を行います。なお、債権の縮小を目指して、貸付けから償還までの事務を市が実施します。ひとり親家庭は、複数の困難な事情を抱えているケースが多いため、一人ひとりに寄り添った支援を目指します。



●申請から貸付けに要する期間

現在	中核市移行後
2～3か月	約1か月

●母子、父子、寡婦福祉資金 貸付け件数（新規）

平成28年度 (2016年度)	38件
--------------------	-----

(3) 指導監査の一元化

根拠法	児童福祉法、社会福祉法、老人福祉法、介護保険法、 就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
概要	保育所や指定障害福祉サービス事業者等、下記の施設又は事業を行う者に対し、 指導監査を実施します。
所管	福祉指導監査室ほか

福祉指導監査室では平成24年(2012年)7月に、府より保育施設や指定障害福祉サービス事業者等の福祉事業所に対する指導監査業務の多くを権限移譲され、指導監査を実施しています。

中核市になることで、府に権限が残っている福祉サービスについても指導監査権限の移譲を受け、既に権限移譲を受けて実施しているものと一元的に指導監査を行うことで、迅速な対応と福祉サービスの質の向上を図ります。

一元的な指導監査の実施

既に権限移譲を受けている指導監査の対象	中核市になり移譲を受ける指導監査の対象
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人 ・ 児童福祉施設（保育所、児童館、母子生活支援施設、助産施設） ・ 小規模保育事業 ・ 認可外保育施設 ・ 指定居宅サービス事業者 ・ 指定障害福祉サービス事業者 ・ 指定特定相談支援事業者 ・ 指定障害児相談支援事業者 ・ 地域生活支援事業者（移動支援・日中一時支援） ・ 基準該当障害福祉サービス事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼保連携型認定こども園 ・ 病児保育事業 ・ 無料低額診療事業及び無料低額介護老人保健事業 ・ 地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業 ・ 軽費老人ホーム又は障害者支援施設 ・ 養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム ・ 指定介護老人福祉施設 ・ 介護老人保健施設 ・ 指定介護療養型医療施設

(4) 水質に関する事業所規制の一体化

根拠法	瀬戸内海環境保全特別措置法
概要	特定施設（水質汚濁防止法の特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設のうち特定のものの）の設置の許可等を行います。
所管	環境保全課

瀬戸内海環境保全特別措置法に規定される事務のうち、本市は既に指導・報告の徴収に関する事務を移譲されています。今回、中核市に移行して特定施設の許可に関する権限の移譲を受けることにより、府と市に分かれていた工場・事業所に対する瀬戸内海環境保全特別措置法の運用を本市が一元的に行います。

更に本市は、水質汚濁防止に関し、既に水質汚濁防止法に関する事務の移譲を受けていることから、両法を一体的に運用することにより、河川等、公共用水域の水質保全に関し迅速かつ的確に対応します。



河川等、公共用水域の水質保全に関し迅速かつ的確に対応

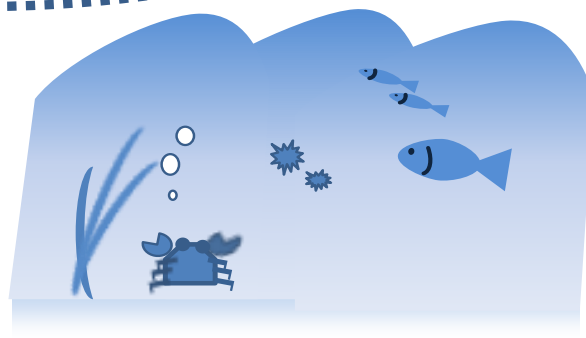
・瀬戸内海環境保全特別措置法

・水質汚濁防止法

一体的に運用

●市内の水質汚濁防止関係工場・事業所数
平成29年（2017年）3月31日時点

水質汚濁防止法	瀬戸内海環境保全特別措置法
82	7



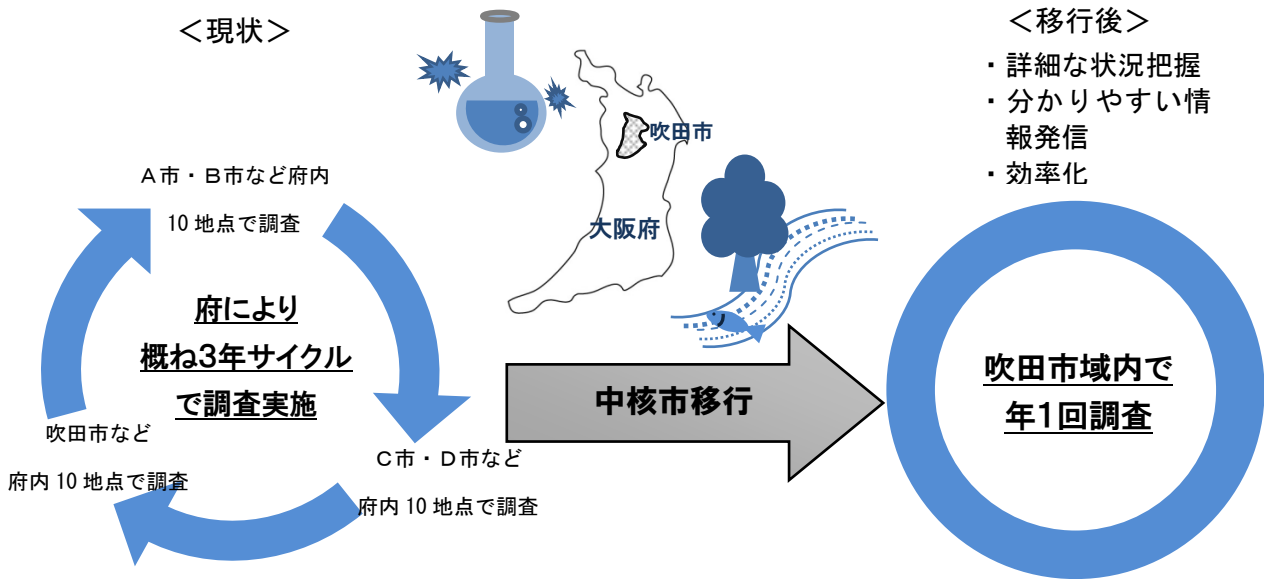
(5) 土壌・地下水に係るダイオキシン類による汚染状況の常時監視

根拠法	ダイオキシン類対策特別措置法
概要	大気、水質（水底の底質を含む）及び土壌のダイオキシン類による汚染状況について常時監視します。
所管	環境保全課

府は府内で年10地点、概ね3年サイクルで全市町村において調査を実施しており、毎年、市内でダイオキシン類の測定をするものではありませんが、中核市移行後は、市域内において年1回調査することとなります。移行後は市独自で監視計画を立案し市内の状況把握を詳細に行い、そこで得られた情報を他の環境常時監視の情報とともに市民に分かりやすい形で発信します。

また、既存の別項目の調査と合わせて調査を委託し実施することで、効率化を図ります。

ダイオキシン類の測定



また、中核市移行により市内部の事務処理の効率化が図られるものとして、以下のような事務が挙げられます。

(6) 地域子育て支援拠点事業等の届出

根拠法	社会福祉法
概要	第2種社会福祉事業に位置付けられている地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業及び利用者支援事業を開始する際に、社会福祉法人等が提出する届出書類を受理します。
所管	子育て支援課

現在、社会福祉法人等が府へ届出をするに当たり、提出窓口である本市に書類を提出し、本市から府へ書類を送っています。中核市移行により、本市で届出書類を受理することで、事務処理の効率化を図ります。

(7) 交流活動館運営費補助金の申請

根拠法	社会福祉法
概要	交流活動館の運営費に関する補助金を申請しています。
所管	交流活動館

毎年、補助金申請については市で必要書類を作成し、府に提出した上で、府で書類の不備などを確認し、国へ申請書類を提出することとなっています。中核市移行により、直接、国に対して補助金の申請を行うことが可能となり、不明な点等についても、府を介することなく直接、国へ連絡をすることにより、事務処理の効率化を図ります。

(8) ボランティア功労者厚生労働大臣表彰等の推薦

根拠法	社会福祉法
概要	広く国民のボランティア活動への参加を促進するため、その社会的評価の方策として、ボランティア功労者厚生労働大臣表彰等の推薦を毎年行っています。
所管	福祉総務課

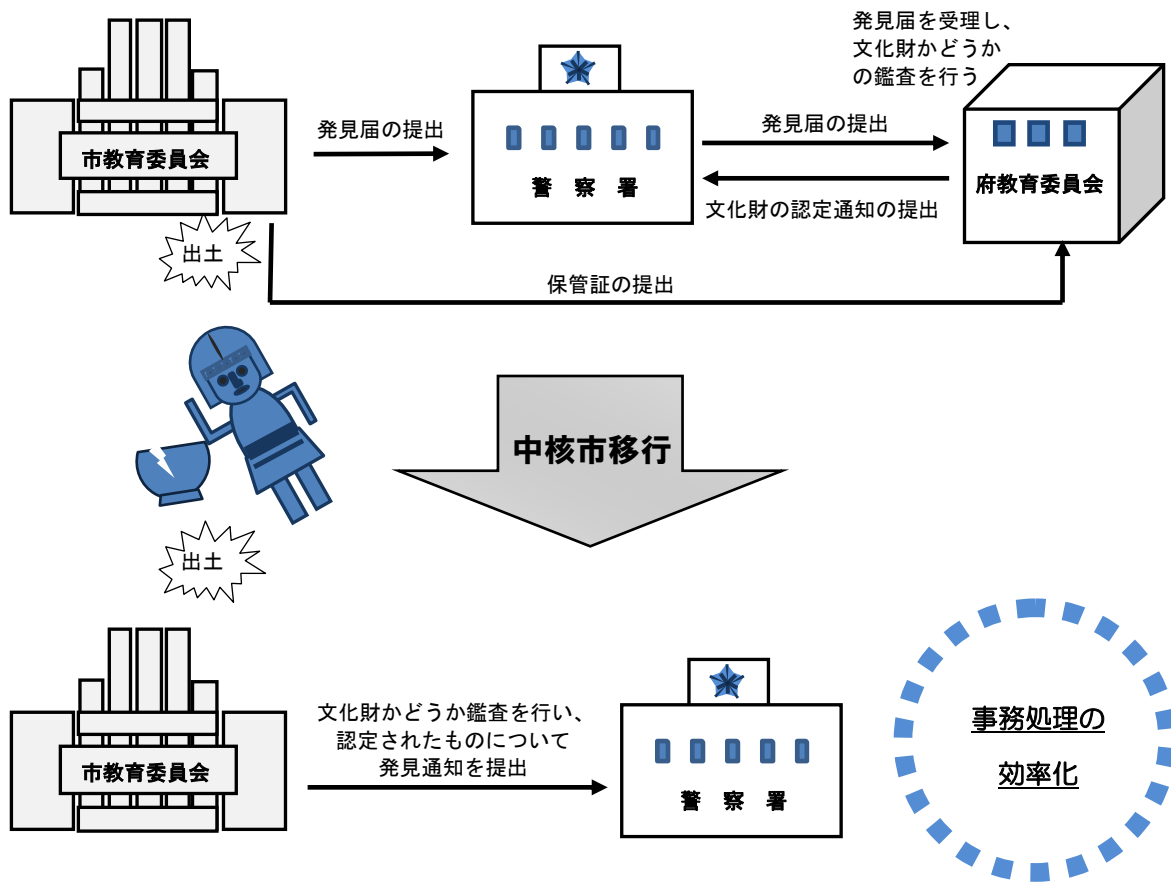
現在、ボランティア功労者厚生労働大臣表彰等の推薦については、府に推薦書類を提出し、府において府内の推薦者を決定した上で、国へ申請することとなっています。中核市移行により、府を介することなく直接、国に対して推薦の申請をすることにより、事務処理の効率化を図ります。

(9) 出土文化財の認定事務等

根拠法	文化財保護法
概要	出土文化財の鑑査等の文化財の認定事務を行います。
所管	文化財保護課

市教育委員会が発掘調査を行い、出土した埋蔵物の事務手続を行う場合については、現状では、市教育委員会が埋蔵物の発見届を警察署長に提出し、保管証を府教育委員会に提出します（現物は市が保管する）。府教育委員会は警察署長から当該発見届の提出を受け、埋蔵物が文化財であるかどうかの鑑査を行い、文化財と認定した場合は文化財の認定通知を警察署長に提出します。文化財と認定された埋蔵物は府に帰属し、市で保管することとなります。

中核市へ移行すると、市が文化財であるかどうかの鑑査を行い、文化財と認定したものについて警察署長に発見通知を提出することで、事務処理の効率化を図ります。



●埋蔵文化財発見届出件数 平成28年度（2016年度）

遺跡名	件数
高城遺跡	5件
高浜遺跡	2件
垂水遺跡	6件
垂水南遺跡	2件
浜の堂遺跡	2件
その他	5件
合計	22件

Ⅲ 特色あるまちづくりの推進

中核市移行により、保健衛生行政だけでなく、景観や環境などの分野において権限移譲を進め、地域特性を生かした個性豊かなまちづくりを推進します。

また、市民生活に身近な行政サービスは市が責任を持って対応することで、市民のニーズや地域の課題を行政サービスに的確に反映します。

(1) 幼保連携型認定こども園の設置認可等

根拠法	児童福祉法
概要	既に権限移譲を受けている保育所の設置認可等だけでなく、幼保連携型認定こども園の設置認可等も行います。
所管	保育幼稚園室

保育所認可については、すでに権限移譲を受け、府の設備及び運営に関する基準に基づき市が認可しています。中核市になれば、本市の独自の設備及び運営に関する条例の制定により、本市で進める保育の質を低下させない待機児童解消の根拠とすることができます。

また、保育所や小規模保育事業所、幼保連携型認定こども園等、保育施設の認可権限を一元的に持つことにより、これら認可権限を背景に、年齢別、地域別の保育ニーズに応じた建設計画となるよう強力に指導・誘導することで、本市の待機児童解消に大きく貢献します。

更に、従前から本市福祉指導監査室が実施する認可・認定基準の遵守等の観点からの「施設監査」や、保育幼稚園室が実施する施設型給付費等の支給に関する業務の適正な実施等の観点からの「確認監査」と相まって、開設後の幼保連携型認定こども園等の運営に係る指導や連携に関して事務の円滑化を図り、児童の良好な保育環境の維持向上につなげます。

●幼保連携型認定こども園の数 平成29年（2017年）4月1日時点

	私立	公立
吹田市	9か所	—
高槻市	14か所	1か所
東大阪市	32か所	2か所
豊中市	10か所	26か所
枚方市	4か所	—
八尾市	20か所	—



(2) 民生委員の定数決定

根拠法	民生委員法
概要	民生委員の位置付けが、市の特別職地方公務員となり、本市が指揮監督・指導権を持つこととなります。また、定数条例、民生委員法施行細則を定め、厚生労働大臣へ民生委員候補者の推薦（明示）、民生委員協議会を組織する区域の決定を行います。
所管	福祉総務課

中核市移行後は、これまで、府の条例で決められていた民生委員⁹の定数を、市の条例で定めることにより、民生委員を地域の実情に合わせて適正に配置します。

民生委員は、住民の最も身近なところで、住民の立場に立った活動を行っており、生活上のさまざまな相談に乗り、福祉サービスの情報提供や高齢者の安否確認、見守りのための訪問活動を行っています。平成30年（2018年）1月末時点における本市の民生委員一人当たりの担当世帯数は、331世帯と府内中核市に比べて多く、その活動の範囲も年々拡大され、民生委員自身の負担も大きくなっています。

これらのことから、地域の実情をより正確に把握しながら適正な配置を行うことによって、よりきめ細かな支援体制を構築し、更なる社会福祉の増進を目指します。

また、市独自の研修を実施することにより、民生委員としての資質の更なる向上を図ります。

●民生委員の人数等 平成30年（2018年）1月末時点

	民生委員 の定数	世帯総数 各市統計資料より	民生委員一人当たりの 担当世帯数
吹田市	514人	169,877世帯	331世帯
高槻市	541人	159,436世帯	295世帯
東大阪市	826人	226,237世帯	274世帯
豊中市	600人	189,284世帯	315世帯
枚方市	540人	178,956世帯	331世帯
八尾市	412人	123,523世帯	300世帯

⁹ 児童福祉法第16条の規定に基づき、民生委員は児童委員を兼ねています。

(3) 地方社会福祉審議会の設置

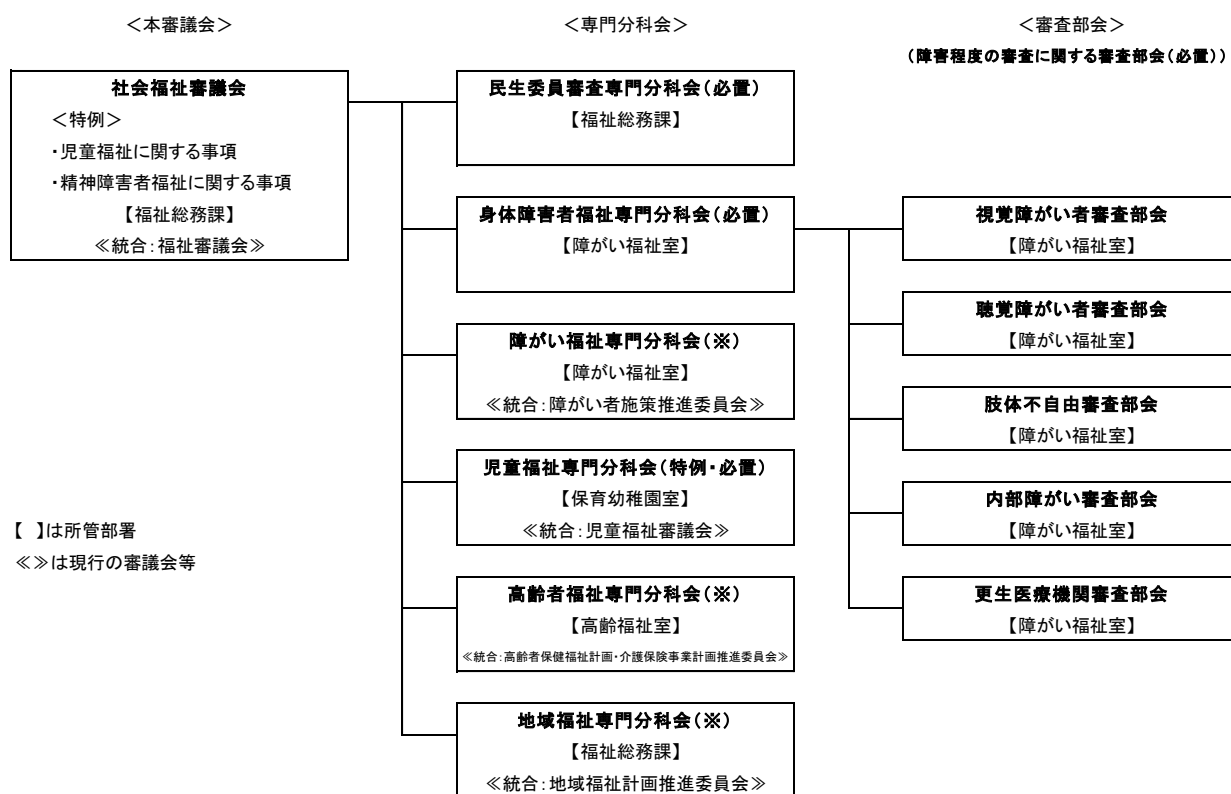
根拠法	社会福祉法
概要	社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（社会福祉審議会）を設置し、付随する事務を行います。
所管	福祉総務課

社会福祉審議会は、現在は府に設置されており、府内における民生委員審査、身体障がい者福祉及び児童福祉等、福祉行政関係の重要事項について調査審議を行っています。中核市移行後は、市も設置することになります。

審議の対象が本市内に限定されることになるため、本市の実情に合わせた専門分科会等を設置し、課題解決に向けた具体的な調査審議を行うことにより、福祉サービスの充実を図ります。

また、既存（現行）の審議会等の整理を行うことにより、効率的で質の高い審議会運営に取り組みます。

●社会福祉審議会構成（案） ※専門分科会等の名称は仮称



注： 専門分科会の(必置)は社会福祉法第11条第1項及び第12条第2項に基づき設置するもの。
専門分科会の(※)は社会福祉法第11条第2項に基づき、必要に応じ設置することができるもの。(その他の専門分科会として設置可能)

(4) 産業廃棄物についての許認可・指導

根拠法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
概要	産業廃棄物処理業者の許可及び指導監督や、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置に係る許可、届出及び指導を行います。また、産業廃棄物の適正処理対策として、排出事業者の指導や、不法投棄等の監視パトロールも行います。
所管	環境政策室

これまでの一般廃棄物に関する事務に加え、中核市移行によって産業廃棄物に関する権限も付与されることにより、市内で発生する廃棄物全般について、市が直接、調査・指導することが可能となります。

特に、産業廃棄物不適正処理等に関して、これまでは、府が府内の政令市・中核市以外の全域を調査・パトロールしていましたが、中核市移行後は、本市の実情に応じた事業所への立入調査・指導を行い、産業廃棄物不適正処理の未然防止を図ります。

●市内の産業廃棄物排出事業者数
平成28年度（2016年度）実績

	件数
マニフェスト ¹⁰ （紙）	919件
マニフェスト（電子）	1,227件
多量排出事業者指導件数 （建設系を除く）	通常 10件 特管 9件
PCB廃棄物適正保管状況 報告書受理件数	142件
廃棄物保管届出事業者数 （建設系廃棄物）	6件

●現地指導件数の過去5年間の推移
（工場・事業場）

年度	事業者数	回数
平成24年度 （2012年度）	4	4回
平成25年度 （2013年度）	21	22回
平成26年度 （2014年度）	11	12回
平成27年度 （2015年度）	6	6回
平成28年度 （2016年度）	14	14回

●現地指導件数の過去5年間の推移
（建設系廃棄物）

年度	回数
平成24年度 （2012年度）	2回
平成25年度 （2013年度）	11回
平成26年度 （2014年度）	3回
平成27年度 （2015年度）	6回
平成28年度 （2016年度）	6回

¹⁰ マニフェスト・・・事業者が廃棄物の処理が適正に実施されたかどうか確認するために作成する書類。

(5) 屋外広告物についての許可・指導

根拠法	屋外広告物法
概要	屋外広告物は無秩序に放置されると、それらが氾濫しまちの美観や自然の風致を損なうことから、周囲の景観と調和した広告物の掲出がなされるよう規制・指導を行います。
所管	都市計画室

本市の景観まちづくり計画では、「地域らしさと潤いにあふれ、次代に誇れる美しい都市(まち)」の実現に向け、基本目標と方針を定めており、その中で「良好な住環境の保全・育成」や「地域に調和するまちづくり」などを進めることとしています。

これまで、景観に関する様々な取組などを通じて市民や事業者の景観に対する意識は一定の高まりを見せています。屋外広告物についても、「屋外広告物の表示等に関する基準」や「屋外広告物景観形成ガイドライン」等に基づき、一定規模以上の広告物の設置や表示に対して誘導を行っていますが、一方で周辺と調和の取れていない広告物が市内で一部見られるなど、それらが景観に与える影響は大きく、景観に関わる施策をより一層進めていくことが必要です。

中核市移行後は、本市の景観まちづくり計画との整合を図った屋外広告物条例の制定により、許可区域や屋外広告物の表示方法等の許可基準を地域の特性に応じて定め、きめ細かな規制・指導を行います。

中核市移行後は…

市独自の条例制定により、地域特性を生かした
調和のとれた景観まちづくりを進めます

●市内の広告物の表示・掲出物件の許可件数 平成 28 年度 (2016 年度)

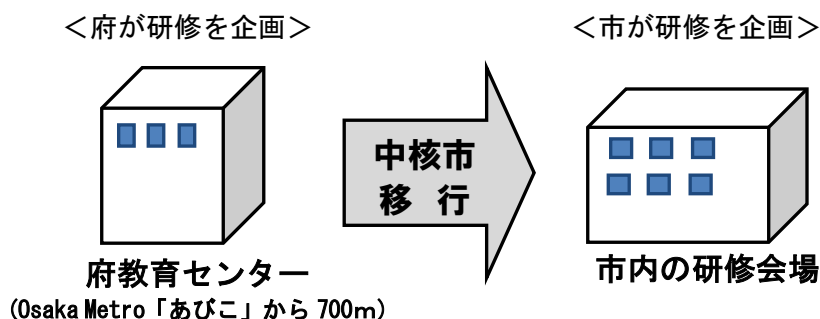
広告物の表示・掲出物件

355件

(6) 市立小・中学校の教職員の研修

根拠法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律
概要	これまで府と市で役割分担をして、市立小・中学校の教職員の研修を行ってきま したが、教職経験や市独自の教育課題に応じた研修を計画的に実施します。
所管	教育センター

中核市移行後は、これまで府で企画していた市立小・中学校の教職員の研修を市で企画し、実施することになります。教職経験や市の実情、教育課題等に合わせた独自の計画による研修を実施します。また、研修を市内で実施することにより、受講者の移動にかかる時間を縮減し、教職員が児童・生徒と向き合う時間を創出したり、授業の教材研究に充てたりします。そうした中で、勤務時間の適正化を図ります。



●研修会場までの移動に要する時間（往復）

現在	中核市移行後
約3時間	約1時間

●本市で実施する講座数（年間）

平成29年度 (2017年度)	中核市移行後
196講座	約400講座

- 児童・生徒と向き合う時間が増える
- 授業の教材研究の時間に充てる

結果

- 学習指導・生徒指導の充実
- 勤務時間の適正化

- 学校からのニーズを汲み取り、本市の実態に応じた市独自のきめ細かな研修を実施
- 本市の地域の特性を生かした研修を実施

結果

- 教職員の資質向上
- 確かな学力・地域に愛着と誇りを持つ子供の育成

6 保健所の設置

中核市への移行においては、市が保健所を設置し運営することになります。

府内の先行市の事例では、保健所の土地・建物を府から無償で譲り受けていることから、本市も同様の支援が受けられるよう協議を行うとともに、業務運営に必要な施設の整備についても要望しています。

現在、吹田保健所には吹田子ども家庭センターが併設されていますが、同センターの業務は中核市移行による権限移譲の対象ではなく、引き続き府が運営することになります。したがって、施設の譲渡については、市が保健所を運営するうえで必要となる部分のみが対象となると見込んでいます。



現在の吹田保健所（所在地：吹田市出口町 19 番 3 号）

7 保健所移管に伴う検査業務

(1) 検査業務の目的

保健所は食品衛生法の規定に基づき、食品衛生検査に係る施設を設置し、検査業務を行う必要があり、検査結果を根拠に飲食店の営業停止等の行政処分を行います。また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づき、検査結果を根拠とした感染症のまん延防止に関する措置等（就業停止等）を行います。

(2) 保健所が行う検査項目

ア 感染症関係	感染症検査	腸内細菌等検査、結核菌検査	
	臨床検査	血液検査、寄生虫（卵）検査	
	水質検査（レジオネラ菌等）		
イ その他感染症関係	ノロ・ロタウイルス検査（感染症・食中毒）		
ウ 食品衛生関係	食品細菌		
	食品理化学	食品添加物、残留農薬、その他	
	食中毒等	細菌（主に糞便中）	
エ 水質環境	水質検査	飲料水	水道水、飲料井戸水
		※権限移譲済み	
		浄化槽検査、クリプトスポリジウム指標菌検査、 遊泳場水、公衆浴場水	
オ その他	家庭用品検査、おしぼり検査		

(3) 府保健所における検査業務の実施体制

府では保健所の検査機能について、その効率性や技術集中による精度向上の観点から順次集約化を進めており、現在、府 11 保健所の検査業務は、広域保健所（茨木、藤井寺、泉佐野）と独立行政法人大阪健康安全基盤研究所が担当しています。

吹田保健所では、平成 7 年度に検査室を閉鎖して以降、茨木保健所と同研究所及び民間検査機関による検査で対応しており、現在は直接、検査業務を行っていません。

(4) 市に移管後の方向性

検査業務については、現状と同様に公的な検査機関等への委託を中心とした実施体制とする方向で検討を進めます。

8 外部監査制度

本制度は、平成9年（1997年）6月の地方自治法の一部改正により創設されました。

地方分権の推進に対応した行政体制の整備と適正な予算執行の確保を図るため、地方公共団体における監査機能の独立性・専門性の強化を図る観点から、従来からの監査委員の機能と併せて、外部の専門家による監査の実施を可能とするため、導入されたものです。

包括外部監査は、都道府県、指定都市、中核市には義務付けられています。その他の市町村でも、条例で定めることで導入は可能です。また、個別外部監査制度は、全ての地方公共団体が条例で定めることで導入が可能です。

本市では、いずれも導入していませんが、中核市移行に伴う包括外部監査の導入にあわせ、個別外部監査も導入する方向で調整します。

（参考）外部監査制度の概要（地方自治法第 252 条の 27～）

外部監査

包括外部監査

都道府県、指定都市、中核市は、義務付けられている。
その他の市町村は、条例で定めることで導入できる。

個別外部監査

全ての地方公共団体が条例で定めることで導入ができる。
（条例で定め、次の請求又は要求があった場合のみ）

- 選挙権者からの事務監査請求
- 議会からの監査請求
- 長からの監査の要求
- 長からの財政援助団体等の監査の要求
- 住民からの監査請求

9 組織体制

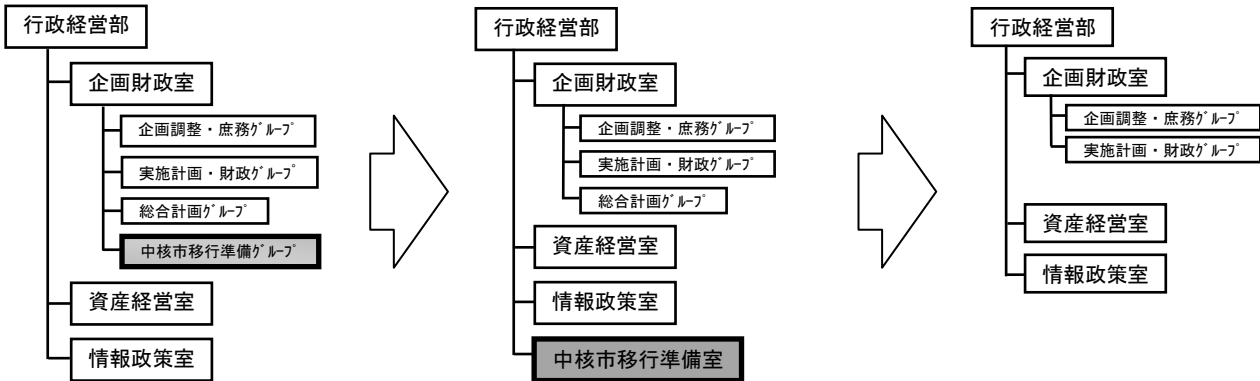
平成 32 年度（2020 年度）の組織体制については、現時点での検討状況を示したものです。
今後、移譲事務の検討を進める中で、精査していきます。

（1）行政経営部（中核市全体）

平成 29 年度（2017 年度）

平成 30 年度（2018 年度）

平成 32 年度（2020 年度）

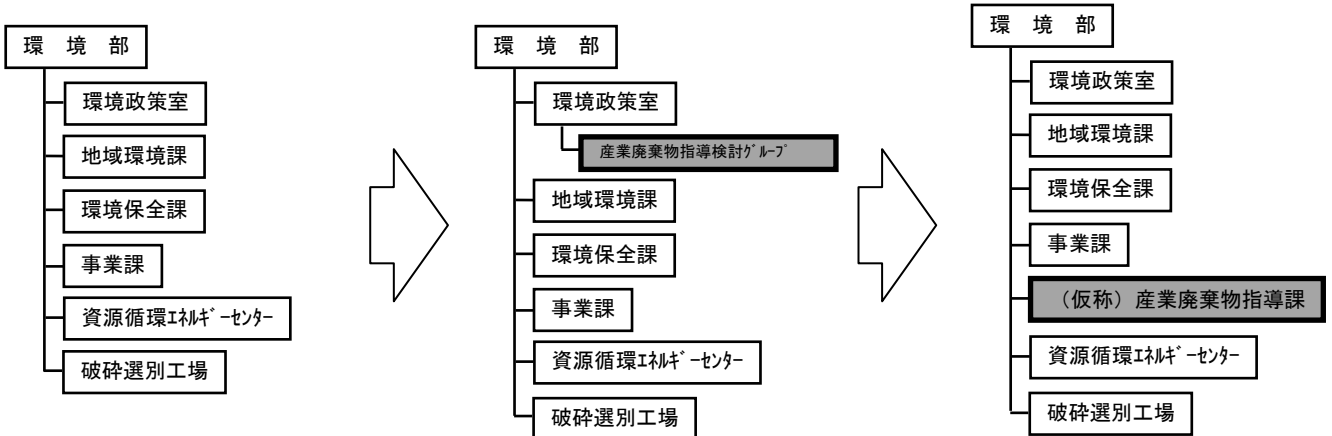


（2）環境部（産業廃棄物関連）

平成 29 年度（2017 年度）

平成 30 年度（2018 年度）

平成 32 年度（2020 年度）

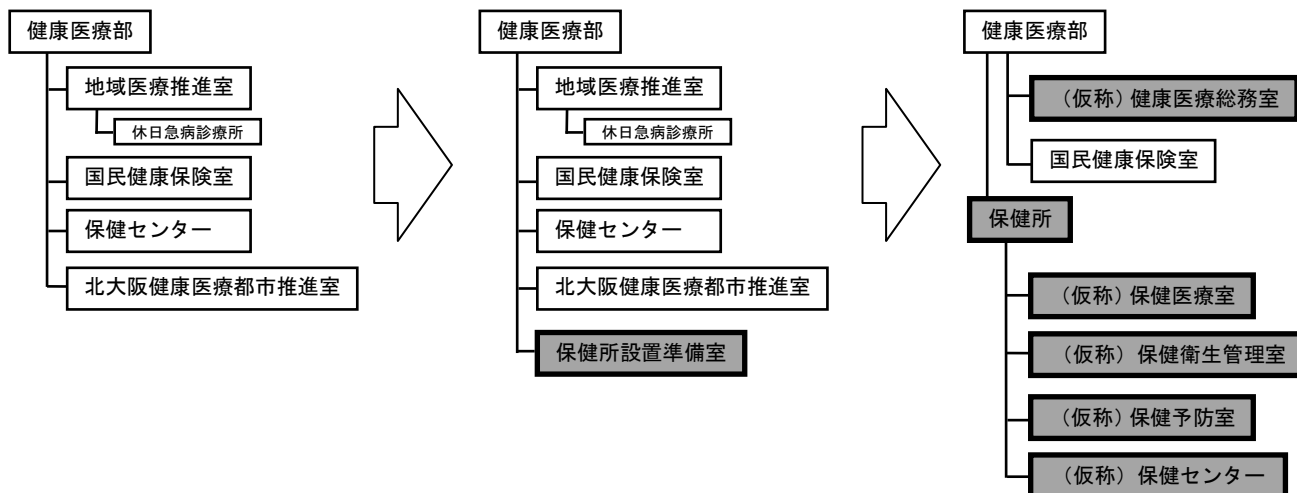


(3) 健康医療部（保健所関連）

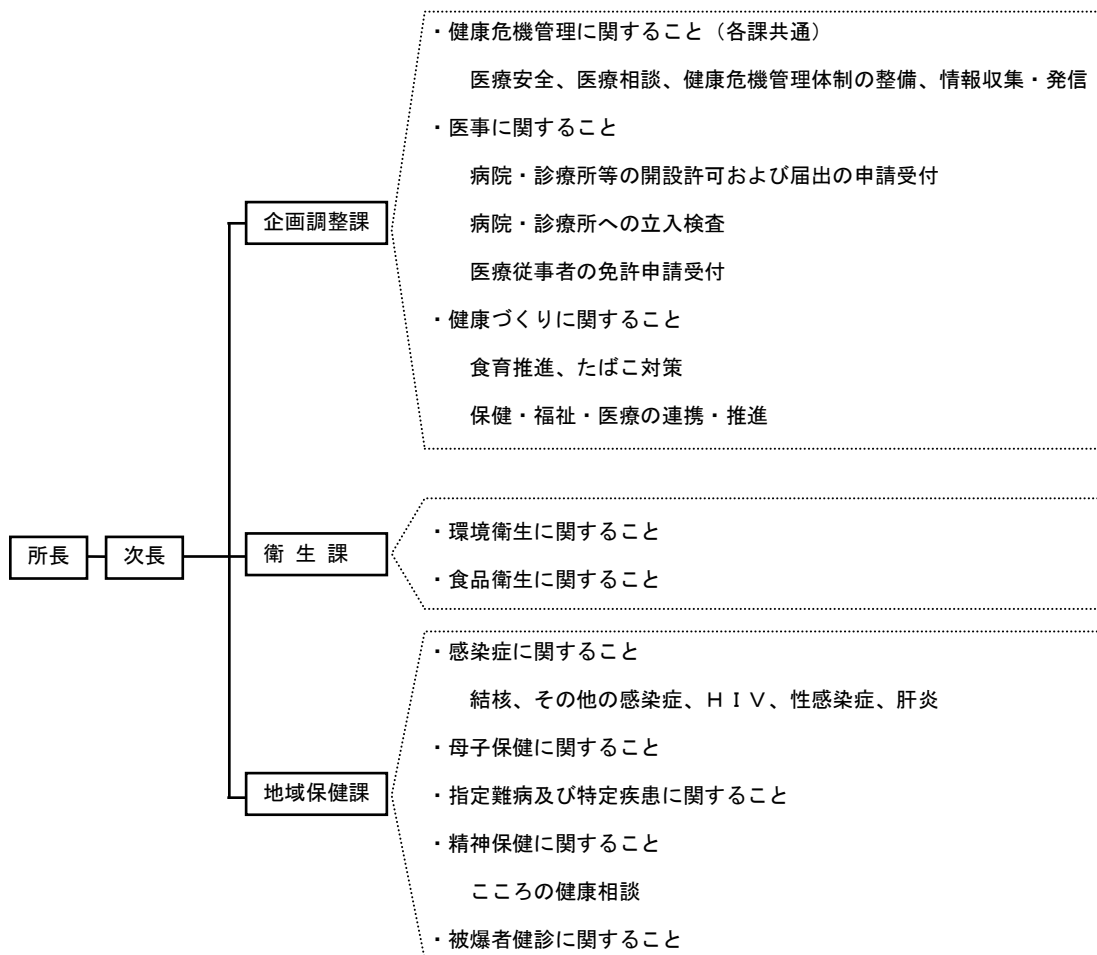
平成 29 年度 (2017 年度)

平成 30 年度 (2018 年度)

平成 32 年度 (2020 年度)



(参考) 現在の吹田保健所の組織体制



10 人員体制

円滑な中核市移行を進めるために、移行予定の3年前に当たる平成29年度（2017年度）から内部の準備体制を整えています。

あわせて、平成30年度（2018年度）からは「大阪府市町村職員研修生取扱要綱」に基づき、中核市移行による権限移譲に伴い必要となる知識の習得や業務の円滑な移管を図るため、府・市協議の上、必要な職種について、市職員の派遣を実施しています。

なお、中核市移行後の人員体制については、府からの職員派遣を含め、今後更なる検討を進めます。

（1）平成29年度（2017年度）

所属	職種	人数	業務の内容
行政経営部 企画財政室 中核市移行準備グループ	事務職	4人（内1名兼務）	・中核市移行に関する全ての業務
	保健師	1人	
合計		5人	

（2）平成30年度（2018年度）

ア 中核市移行に向けた準備体制

所属	職種	人数	業務の内容
行政経営部 中核市移行準備室	事務職	5人（内1名兼務）	中核市移行に関する業務全般（原則、保健所の設置に関する業務を除きます）
	化学職	1人	主に環境衛生に関する事務の検討を担当（検査等の実施や組織の検討など）
健康医療部 保健所設置準備室	事務職	5人（内2名兼務）	・保健所の設置に係る業務全般（移譲事務、組織、職員体制、施設等の検討など）
	保健師	2人	
学校教育部 教育センター	指導主事	1人	・府研修への参加等による情報収集及び分析 ・吹田市教職員研修計画のたたき台の作成
合計		14人	

イ 府への派遣職員

部門	職種	人数	派遣先
保健・衛生	保健師	4人	吹田保健所等
環境	事務職	1人	環境農林水産部循環型社会推進室
合計		5人	

(3) 平成 31 年度 (2019 年度)

ア 中核市移行に向けた準備体制 (予定)

所属	職種	人数	業務の内容
行政経営部 中核市移行準備室	事務職	4 人	中核市移行に関する業務全般 (原則、保健所の設置に関する業務を除きます)
	化学職	1 人	主に環境衛生に関する事務の検討を担当 (検査等の実施や組織の検討など)
健康医療部 保健所設置準備室	事務職	4 人 (内 1 名兼務)	保健所の設置にかかる業務全般 (移譲事務、組織、職員体制、施設等の検討、人材確保など)
	保健師	2 人	
学校教育部 教育センター	指導主事	3 人	・府研修への参加等による情報収集及び分析 ・吹田市教職員研修計画実施要項及び資料の作成
合計		14 人	

イ 府への派遣職員 (予定)

平成 30 年度 (2018 年度) に引き続き、市職員の派遣研修の受入れについて、府に要望します。

部門	職種	人数	派遣先
保健・衛生	保健師、薬剤師 獣医師等	19 人	吹田保健所 茨木保健所 府健康医療部保健医療室各課 等
環境	事務職	1 人	環境農林水産部循環型社会推進室

※詳細については今後、府と協議を進めていきます。

※今後、現在の業務の整理や事務の見直しを行うことにより、新規採用人数を精査しますので、必ずしも増員分全てを採用するものではありません。

(4) 平成32年度(2020年度)

中核市移行により増員が見込まれる職員(予定)

所属	職種	人数	主な業務の内容
子育て給付課	事務職	2人	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく業務
保健所 (配置する室については検討中)	医師	2人	所長業務、医学的な判断が求められる業務全般
	事務職	11人	企画調整、衛生、地域保健に関する業務全般
	保健師	18人	企画調整、母子・難病、精神保健、感染症
	獣医師	4人	食品衛生監視員、環境衛生監視員、狂犬病予防員
	薬剤師	10人	薬事監視員、食品衛生監視員、環境衛生監視員
	精神保健福祉士	2人	精神保健
	管理栄養士	2人	特定給食施設等への指導、栄養表示
	放射線技師	1人	結核患者の管理健診、病院立入り
(仮称)産業廃棄物指導課	事務職・化学職	7人	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく業務等
教育センター	事務職・指導主事	3人	教職員研修計画立案等
合計		62人	

※職種と人数については、先行市の中核市移行時の人数で積算しています。

※今後、現在の業務の整理や事務の見直しを行うことにより、新規採用人数を精査しますので、必ずしも増員分全てを採用するものではありません。

※業務の円滑な移管のため、先行市と同様に、中核市移行後一定期間、医師、保健師、獣医師、薬剤師等の府職員の市への派遣について、今後、府と協議を進めていきます。

11 職員研修

中核市への移行に向けては、市民への周知はもとより、市職員自身が制度や内容について十分に理解し、更に、業務を遂行するうえでの心構えや対応策などをしっかりと学んでおくことが必要です。

平成29年度（2017年度）は、以下のとおり、管理職向けの研修を含めた、計5回の研修を実施しました。平成30年度（2018年度）以降も、新規採用職員向けの研修をはじめ、積極的に研修を行っていく予定です。

また、平成30年度（2018年度）、平成31年度（2019年度）と、市職員を府に派遣し、知識の習得をはじめ、現場対応力やマネジメント力の養成などに取り組んでいきます。

<これまでの経過>

（1）豊中市の産業廃棄物行政の現状について

日 時	平成29年（2017年）6月22日（木）11時～12時
講 師	豊中市環境部事業ごみ指導課主幹 同課産業廃棄物指導係長
実施体系	第2回環境・都市計画部会として実施
内 容	冒頭に市長から訓示があった後、講師より中核市移行前準備と府から権限移譲された産業廃棄物関連業務について説明。

（2）公衆衛生の理解のために～衛生行政の歩みと保健所業務～

日 時	平成29年（2017年）7月14日（金）9時15分～11時30分
講 師	吹田保健所長
実施体系	職員研修（人事室との共催）
内 容	冒頭に市長から訓示があった後、講師より衛生行政の基本的知識や衛生行政制度について説明。その後、参加者より質疑応答。
参加人数	71人

（3）吹田保健所及び中核市保健所の保健活動について

日 時	平成29年（2017年）9月4日（月）9時15分～12時
講 師	吹田保健所地域保健課師長 同所企画調整課総括主査 枚方市保健所保健予防課長代理
実施体系	職員研修（人事室との共催）
内 容	主に保健師等の専門職が研修に参加し、講師より中核市保健所での保健活動等について説明。
参加人数	69人

(4) 大都市制度における中核市について

日 時	平成29年（2017年）10月27日（金）14時～16時
講 師	大阪大学大学院法学研究科教授
実施体系	職員研修（人事室との共催）
内 容	主に管理職の職員が研修に参加し、講師より48中核市と本市の位置付けについてデータ分析の説明があった後、参加者と一緒に本市の特性を考察。
参加人数	75人

(5) 中核市の業務について～廃棄物関係の業務を例に～

日 時	平成29年（2017年）11月30日（木）15時～17時
講 師	環境省環境再生・資源循環局制度企画室長
実施体系	第4回環境・都市計画部会として実施（職員研修扱い）
内 容	産業廃棄物に関する業務を例に、中核市になることによる責任と権限、及び事務負担と裁量について説明。
参加人数	38人

(6) 中核市移行について

日 時	平成30年（2018年）4月3日（火）10時～10時50分
講 師	行政経営部中核市移行準備室主幹
実施体系	新規採用職員研修として実施
内 容	本市の中核市移行に向けた取組や先行中核市の状況等について説明。

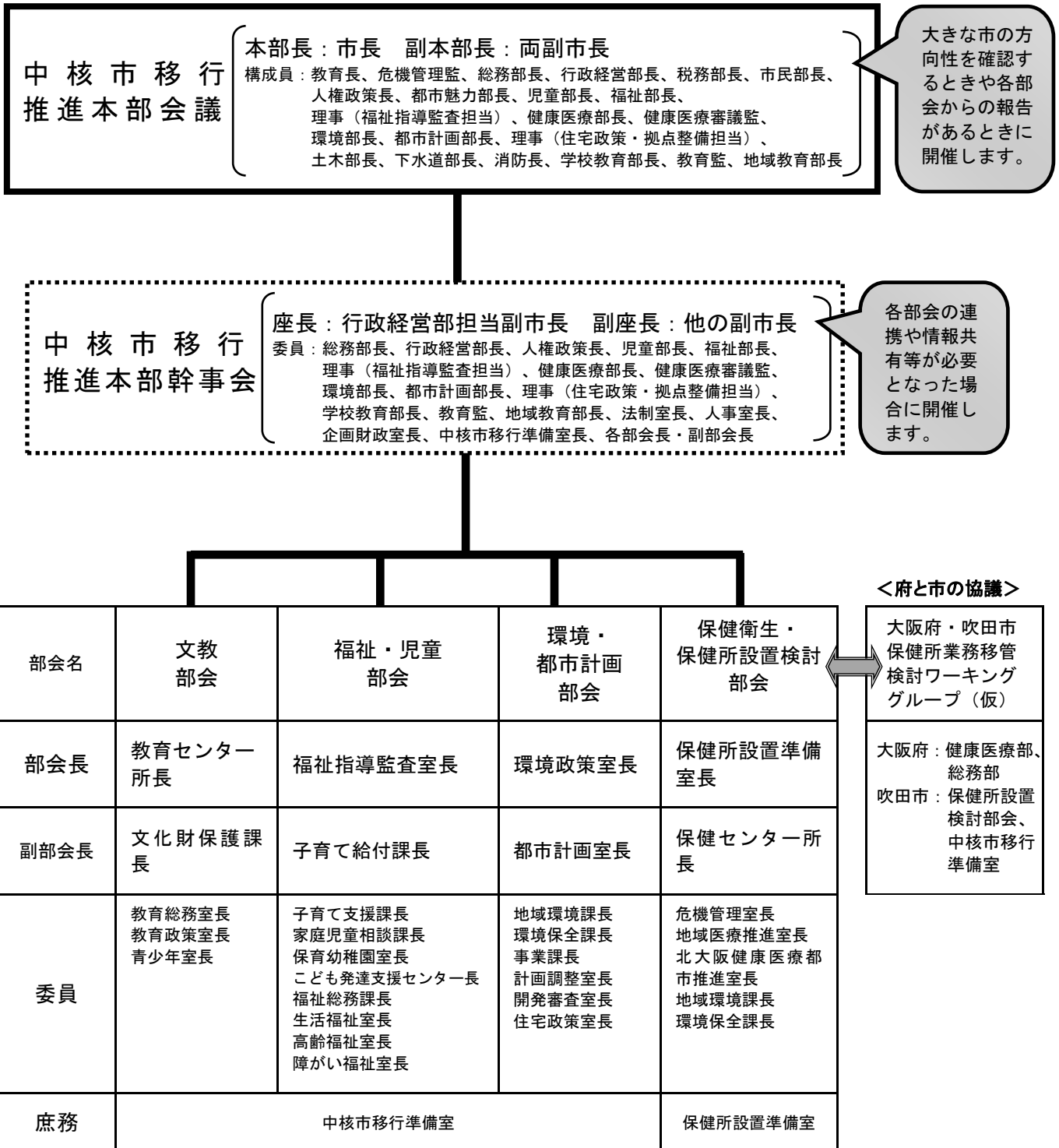
(7) 中核市移行を見据えた地方分権改革について～地方の声で国の制度を変え、地域の課題解決を実現～

日 時	平成30年（2018年）7月9日（月）13時～15時
講 師	内閣府地方分権改革推進室 参事官補佐
実施体系	職員研修（人事室との共催）
内 容	地方分権改革のこれまでの歩みと住民サービスの向上に結び付いた成果について説明。
参加人数	45人

12 中核市移行推進体制

本市の中核市への移行を総合的かつ計画的に推進するため、平成29年（2017年）5月に中核市移行推進本部を設置しました。

全庁が一体となって、中核市移行の取組を進めています。



平成30年（2018年）4月2日時点

13 中核市移行に伴う財政的影響額の見込み等

(1) 中核市移行に伴う財政的影響額の見込み

平成 28 年度（2016 年度）決算額を基に試算したところ、中核市移行に伴い、事業費や人件費などで約 11 億 6 千万円の歳出の増加と、普通交付税の増や府支出金の減などで約 2 億 6 千万円の歳入の増加が見込まれ、中核市移行に伴う歳出と歳入の差引影響額は約 9 億円と見込んでいます。

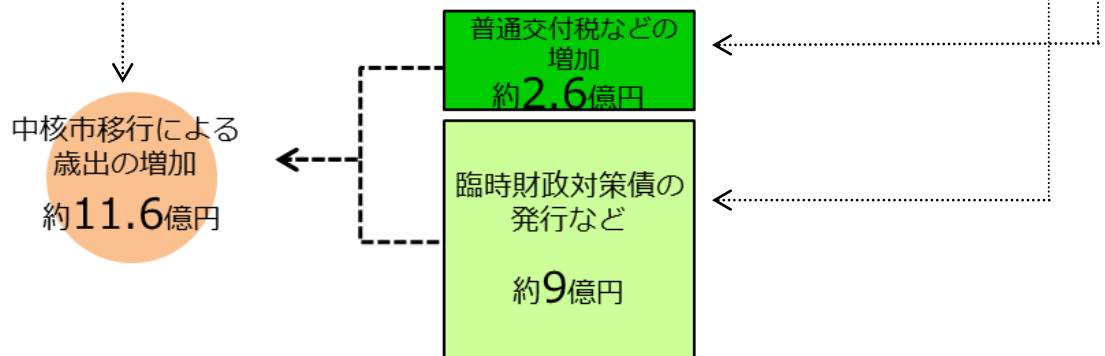
この差引影響額につきましては、臨時財政対策債¹¹の発行などで対応することを想定しています。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額が後年度の普通交付税の基準財政需要額¹²に算入される形で措置されますが、市の収入状況によっては、必ずしも措置された額の交付を受けるとは限らないことから、その発行はできる限り抑制します。

費 目		影響額 (千円)	備 考
歳 入	普通交付税	415,234	臨時財政対策債発行可能額（927,427千円）を除く
	国庫支出金	166,250	小児慢性特定疾患医療費助成、特定不妊治療費助成等
	府支出金	△390,690	42 ページ参照
	手数料等	68,902	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金償還金含む
	小 計 (A)	259,696	
歳 出	事業費（府積算額）	648,843	民生 423,709 千円、保健衛生 222,352 千円、環境 1,975 千円、都市計画・建設 341 千円、文教 466 千円
	人件費	498,600	7,900 千円 ^{※1} × 60 人 + 12,300 千円 ^{※2} × 2 人
	包括外部監査制度	12,386	中核市における平均費用 ^{※3}
	小 計 (B)	1,159,829	
差引影響額 (A) - (B)		△ 900,133	

※1 平成 28 年度（2016 年度）本市一般会計における 1 人当たり年間平均給与額

※2 府内先行市における平成 29 年（2017 年）4 月 1 日現在の医師の平均人件費

※3 全国市民オンブズマン連絡会議発行「包括外部監査の通信簿」平成 28 年度（2016 年度）報酬額

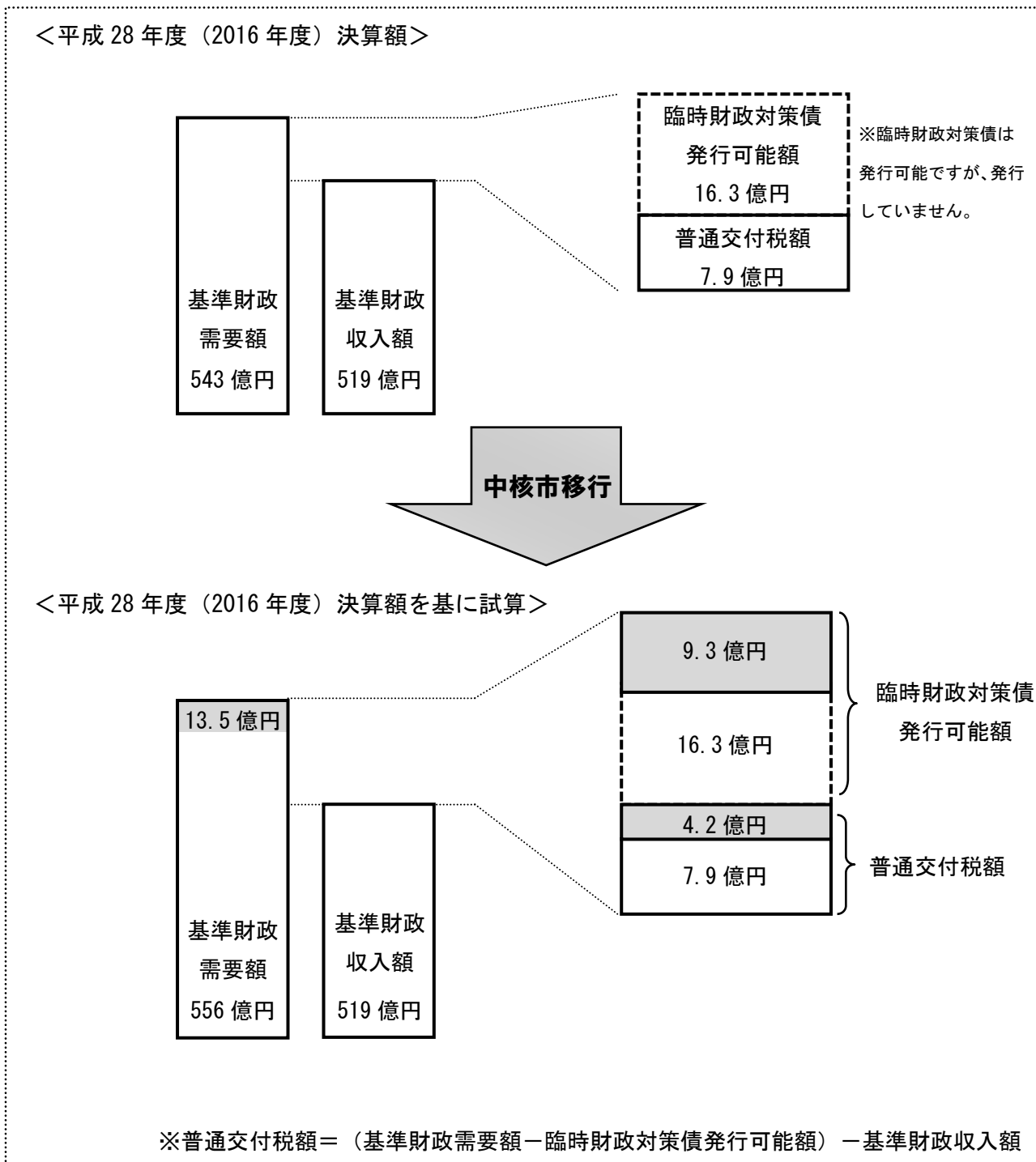


¹¹ 臨時財政対策債…地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第 5 条の特例として発行される地方債で、地方交付税制度を通じて標準的に保障されるべき地方一般財源の規模を示す各地方公共団体の基準財政需要額を基本に、団体ごとの発行可能額が算定されます。

¹² 基準財政需要額…普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算出した額です。

(2) 中核市移行に伴う基準財政需要額等の増加

平成 28 年度（2016 年度）決算額を基に試算したところ、中核市移行に伴い普通交付税の算定の基礎となる基準財政需要額が約 13.5 億円増加し、これにより、普通交付税約 4.2 億円が増加、また、臨時財政対策債の発行可能額が約 9.3 億円増える試算となります。



(3) 中核市移行に伴う府支出金の影響

ア 補助金・負担金の影響

No.	名 称	影響額 (千円)
1	生活保護費負担金	△214,494
2	民生委員協議会等負担金	△484
3	老人クラブ活動費補助金	△3,479
4	交流活動館運営費補助金	△2,778
5	重度身体障害者等住宅改造助成事業補助金	△1,258
6	地域福祉・子育て支援交付金	△116,269
7	教育コミュニティづくり推進事業費補助金	△1,727
8	身体障害者手帳診断料事務交付金	△37
9	身体障害者福祉費負担金	△1,335
10	施設入所措置費等府費負担金	△2,074
	合 計 (a)	△343,935

イ 大阪版地方分権推進制度等に基づく交付金の影響

No.	名 称	影響額 (千円)
1	児童福祉施設設置（保育所、児童館）に係る認可等	△2,256
2	児童福祉施設設置（助産施設・母子生活支援施設）に係る認可等	△27
3	認可外保育施設からの届出の受理等	△2,332
4	指定障害福祉サービス事業者の指定等	△11,641
5	指定居宅サービス事業者の指定等	△16,093
6	特別養護老人ホーム（定員29人以下）の設置の認可	△158
7	老人デイサービスセンター等の設置の届出受理等	△27
8	有料老人ホーム設置届等各種届出の受理及び運営指導等	△1,194
9	社会福祉事業（老人福祉センター）開始の届出の受理等	△27
10	身体障がい者手帳の交付	△8,302
11	大気汚染防止法に係る規制事務、大阪府生活環境等の保全等に関する条例に係る規制等事務	△4,137
12	ダイオキシン類対策特別措置法に係る規制事務等	△139
13	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に係る届出受理事務等	△53
14	浄化槽の設置に関する届出受理等	△142
15	終身建物賃貸借事業の認可等	△27
16	屋外広告物法に基づく事務	△200
	合 計 (b)	△46,755

(a) + (b)	△390,690
-----------	----------

(4) 中核市移行に関する費用

ア 平成 29 年度 (2017 年度)

担当部署	事業名	主な内容	金額 (円)
行政経営部 企画財政室	中核市への移行検討事業	府庁等への旅費 研修講師旅費 中核市候補市負担金	186,000
計			186,000

イ 平成 30 年度 (2018 年度) 予算

款	項	目	事業名	内容	予算 (円)	担当部署
総務費	総務管理費	一般管理費	一般事務事業	保健師・獣医師・薬剤師・管理栄養士・精神保健福祉士の採用試験に係る手数料、総務省事前審査の対応旅費	797,654	総務部 人事部
総務費	総務管理費	一般管理費	一般事務事業	電子複写機借上料	117,000	行政経営部 中核市移行準備室
			中核市への移行検討事業(拡充)	「吹田市中核市移行基本計画」冊子の作成にかかる印刷製本費、市民周知に係る消耗品費(クリアファイル等)、総務省事前審査の対応旅費等	3,160,000	
衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	保健所設置検討事業(新規)	旅費、職員研修に係る講師報償金等	574,000	健康医療部 保健所設置準備室
土木費	都市計画費	都市計画総務費	景観まちづくり推進事業(拡充)	屋外広告物調査及びシステム構築業務に関する委託料	24,305,000	都市計画部 都市計画室
教育費	教育総務費	教育センター費	一般事務事業	府法定研修及び管理職研修の実地調査並びに先行中核市聞き取り調査に係る旅費	128,760	学校教育部 教育センター
合 計					29,082,414	

ウ 平成 31 年度（2019 年度）予算（予定）

	項目	金額(百万円)	備考
1	システム関係	63	各種システム構築・改修
2	備品・消耗品等	42	保健所備品・消耗品購入（検査備品・試薬等）
		14	保健所工事・修繕（LAN 工事、看板取替等）
		3	各種備品・消耗品類（保健所を除く）
3	母子父子寡婦関係	108	母子父子寡婦福祉資金債権買取り
4	PR 関係	2	リーフレット・横断幕作成、講演会等経費
	合計	232	

※先行市の中核市移行に係る初期費用

(5) 大阪府市町村振興補助金

ア 内容

市町村が将来に向けて自律していくことを府が後押しするため、「大阪発地方分権改革」の着実な推進に関する取組等に対して支援するもの。例年、府内自治体の取組状況に応じて、府補助金総額約 10 億円が配分されています。

イ 先行市の補助金額

中核市移行に向けた取組を行っている自治体に対しては、移行 2 年前から移行後 2 年の 4 年間、補助金が交付されます。

自治体	枚方市		八尾市		寝屋川市		吹田市（参考）	
	中核市 移行支援	金額 (千円)	中核市 移行支援	金額 (千円)	中核市 移行支援	金額 (千円)	中核市 移行支援	金額 (千円)
平成 25 年度 (2013 年度)	○	40,000	×	21,200	×	18,400	×	3,900
平成 26 年度 (2014 年度)	○	80,900	×	12,800	×	35,200	×	4,000
平成 27 年度 (2015 年度)	○	83,200	×	15,700	×	15,200	×	7,900
平成 28 年度 (2016 年度)	×	8,600	○	54,900	×	8,400	×	8,500
平成 29 年度 (2017 年度)	×	13,400	○	51,600	○	46,300	×	10,400

※中核市移行支援以外の取組に係る算定額を含んでいますが、金額の内訳は非公表となっています。

14 市民への周知

平成 29 年（2017 年）7 月号の市報すいた等で、本市が平成 32 年度（2020 年度）に中核市移行を目指していることを発信した後、市のホームページにおいて広く情報発信に取り組むとともに、平成 30 年（2018 年）4 月号の市報すいたで更なる周知を図りました。

また、平成 30 年（2018 年）6 月には、中核市移行に向けた取組について概要をまとめたリーフレットを市内全戸配布するとともに、中核市移行についての意見交換会や出前講座を実施しました。

引き続き、出前講座などを通じて市民の皆様にご丁寧な説明を行い、御意見等もお聞かせいただきながら、検討を進めていきます。

(1) 市報すいた（平成 29 年（2017 年）7 月号）

吹田市は「中核市」移行をめざします

5月16日、後継市が移行を認め、新市制開始に向け中核市移行に向けた協力覚書を行いました。市は平成32年度(2020年度)の中核市移行をめざし、検討を進めます。中核市移行については市ホームページにも掲載しています。【認定国政指定中核市移行準備担当】電話155-5782 481556368・73433

中核市って何？
全国には、人口1000人以下の村から100万人を超える大都市まで約1700の市町村があります。これらの市町村は法律などに基き、ほとんど同じような事務を行っています。一方で、市町村の規模により、地域に合った新たなサービスを提供する課題は異なります。そこで、人口20万人以上の要件を満たす都市(政令指定都市を除く)の事務権限を強化し、できる限り住民の身近なところで行政を行うことができるようにした都市制度が中核市制度です。

中核市になったら何がかわるの？
中核市になると、府が行っている多くの事務を市が担うこととなります。これにより、市民に身近なところで行政を行うことができるようになり、きめ細かな対応が可能となります。また、府が健康増進を推進することで府と市が行ってきた保健事業の一元化を図り、保健衛生行政の効率的・効果的な実施につなげるとともに、市が担える健康・医療のまちづくりをはじめ、地域特性を生かした個性豊かなまちづくりを推進できるようになります。

中核市移行の流れ(主な動きと今後の予定)

平成29年度(2017年度)	吹田市中核市移行推進本部の設置(5月16日) *本調子への移行(5月16日)
平成30年度(2018年度)	市議会へ「中核市移行に関する議案」提出
平成31年度(2019年度)	*大綱案・市議会の承認 *国の手続き・政令公布
平成32年度(2020年度)	*中核市移行

中核市移行のメリット(主な動きと今後の予定)

保健衛生(保健所の設置など)	*保健所を有する市制実施後、夜中への対応 *感染症、新興病、肺炎、公共浴場の確保許可 *新築年、改築年、増築年、耐震性の確保 *保健所、保健所、調理場、調理場の開設 *計画的な整備
福祉	*地方社会福祉協議会の設置・運営 *母子・父子・高齢者の福祉の向上 *事業費、福祉施設の新築・改築の許可や助成 *高齢者、障害者、福祉施設の新築・改築の許可や助成
都市計画	*開発行為の事前による設置制度 *市立小・中学校の増設の計画

(2) 市報すいた（平成 30 年（2018 年）4 月号）

市民の命と豊かな暮らしを支えるために
平成32年度「中核市」移行に向けて

市は市民サービスの向上を図り、すべての人が健康でいきいきと活躍し、安心して暮らせるまちをめざし、中核市移行について検討を進めています。詳しくはホームページにも掲載しています。【吹田市 中核市】 様 査

Q: 中核市になったら何がかわるの？
A: 保健所を設置するなど、府が行っている多くの事務を市が担います。市の名称や区域などは変わりません。

Q: 市が新たに行う事務に必要なお金は？
A: 中核市移行に伴う新たな事務の経費は、国からの普通交付金などで賄われます。

Q: 中核市になる効果は？
A: 例えば市が保健所を設置することで、これまでの母子保健や子育て支援、健康増進などの事業に加え、保健所が行ってきた専門的・技術的な業務を一体的に実施できます。そのほか、行政サービスの効率化・迅速化や、福祉、環境、都市計画、教育など幅広い分野で、地域特性を生かした個性豊かなまちづくりの推進などができ市民サービスの向上につながります。

中核市移行による保健所のイメージ

Q: 中核市移行はどのように進めていくの？
A: 移行に向けた市の考えなどをまとめた「(仮称)吹田市中核市移行計画(案)」ができる今年夏ごろに、パブリックコメントの実施や市民説明会の開催を予定しています。今後、広くみなさんの意見を聞きながら、移行に向けた取り組みを進めます。

中核市移行に向けて4月から2室を設けます。
行政経営部中核市移行準備室(電話155-5782/6368・7343)市役所高層棟5階
健康医療部保健所設置準備室(電話170-4815/6368・7347)市役所包層棟3階
※保健所設置準備室の電話とファックスは4月2日から。

(3) 中核市移行についてのリーフレット



(4) 中核市移行についての意見交換会

日 時	平成30年（2018年）6月11日（月）19時30分～21時
場 所	千里市民センター大ホール
内 容	1. 挨拶・趣旨説明 2. 吹田市中核市移行基本計画（案）について 3. 意見交換（テーブルごとのグループワーク）
参加人数	26人

日 時	平成30年（2018年）6月24日（日）10時～11時30分
場 所	研修室
内 容	1. 挨拶・趣旨説明 2. 吹田市中核市移行基本計画（案）について 3. 全体質疑 4. 意見交換（テーブルごとのグループワーク）
参加人数	30人

15 今後のスケジュール

平成32年（2020年）4月の中核市移行に向けて、今後は以下のスケジュールで、府との協議や国への手続等を進めていきます。

年 月	会 議 名 称 等	補 足
平成31年 1月 (2019年)	総務省・厚生労働省ヒアリング	総務省ヒアリングのみの実施になる可能性があります。
2月	「中核市指定申出」議案を市議会に提出	
4月	市から府へ「中核市指定の申出に対する同意」の申入れ	以降は、議案が可決された場合のスケジュールです。
5月	府議会で「中核市指定の申出に対する同意」議案の提出	
8月	市から国へ「中核市指定を求める申出」	
10月	中核市指定の政令公布	
平成32年 4月 (2020年)	中核市移行	

※本スケジュールは、国や府との協議等により、時期が前後する可能性があります。

参考資料 中核市移行に向けたこれまでの市の取組等

平成 18 年（2006 年）に地方自治法の一部が改正され、本市が中核市の指定要件を満たすことになって以降、断続的に中核市移行に関する調査・研究を進めてきました。

平成 27 年（2015 年）7 月に実施した政策会議において中核市への移行を政策課題と位置付け、平成 29 年（2017 年）の 2 月議会において、市長が平成 32 年度（2020 年度）の中核市移行を表明しました。

その後、同年 4 月に中核市移行準備担当を配置するとともに、中核市移行推進本部を立ち上げ、府に対し移行への協力要請を行いました。また、平成 30 年（2018 年）4 月には中核市移行準備室と保健所設置準備室を新たに設置し、円滑な中核市への移行に向け検討を進めているところです。

年月日	会議名称等	内 容
平成 18 年 6 月 (2006 年) 7 日	改正地方自治法公布・一部施行	地方自治法の一部改正に伴い、中核市の指定要件のうち面積要件が廃止されたことから、本市も指定要件を満たすこととなった。これを受け、本市でも中核市制度の見直しの内容について、調査・研究を開始。
平成 19 年 5 月 (2007 年) 14 日	政策会議	「中核市への移行の検討」を政策課題である「まちづくり推進ポリシー136」の 35 番に位置付け。
平成 23 年 6 月 (2011 年) 10 日	政策会議	「権限移譲の推進」として「中核市への移行推進」を政策課題である「3つの維新」の「行政の維新」に位置付け。
平成 27 年 7 月 (2015 年) 15 日	政策会議	政策課題《mission24》の 20 番に「中核市へ移行し、自治権限を強化します。」と位置付け。
平成 28 年 5 月 (2016 年) ~ 平成 29 年 2 月 (2017 年)	中核市移行準備に係る庁内検討会議及び作業部会	中核市移行における方向性やその準備について、検討や議論を行い、効果的、効率的に作業を進めるため、庁内検討部会を設置。また、その準備作業を円滑に行うため、作業部会を設置。計 6 回開催。
3 月	平成 29 年 2 月定例会で中核市への移行について言及	「平成 32 年度（2020 年度）の中核市移行を目指します。」 平成 29 年 2 月定例会で関連予算可決
4 月 1 日	企画財政室に中核市移行準備担当設置	事務職 4 人（内、1 人は兼務）、保健師 1 人
4 月 28 日	平成 29 年度第 1 回全国施行時特例市事務担当者会議（茅ヶ崎市）	本市より 1 人が出席

年月日	会議名称等	内 容
平成 29 年 5 月 (2017 年) 8 日	第 1 回中核市移行推進本部会議	1. これまでの検討状況 2. 本部の体制 3. 移譲事務の確認 4. スケジュール (案) 5. 協力要請
5 月 16 日	府に対し協力要請	市長が副知事を訪問
5 月 17 日	市民向け情報発信	部長ブログ、市フェイスブック、すいたんフェイスブック及びツイッター
5 月 20 日	職員向けニュースレター発行開始	「いこう!中核市～Road to CHUKAKUSHI 2020～」以降、毎月 20 日発行
6 月 2 日	中核市移行に関する視察 (枚方市保健所)	中核市移行後の状況等についてヒアリング
6 月 12 日	第 1 回府・市中核市移行会議	1. 中核市制度について 2. 中核市移行までのスケジュール等について 3. 移譲事務調査表について
6 月 13 日	第 1 回中核市移行推進部会を 4 部会開催	中核市移行に向けたこれまでの経過及び今後のスケジュールについて
6 月 19 日	第 1 回吹田市保健所業務移管検討ワーキング会議	1. 本市への保健所業務移管検討体制について 2. ワーキング会議の今後の進め方について
6 月 22 日	第 2 回中核市移行推進部会【環境・都市計画部会】	【講師】豊中市環境部事業ごみ指導課長、同課産業廃棄物指導係長 【場所】全員協議会室 【内容】豊中市の産業廃棄物行政の現状について
6 月 27 日	中核市移行に関する視察 (川口市、八王子市保健所)	1. 川口市 市民啓発等について 2. 八王子市 保健所設置等について
7 月 14 日	中核市移行に関する職員研修 1	【講師】吹田保健所長 【参加者】71 人 【場所】全員協議会室 【内容】吹田保健所の保健衛生行政について
8 月 8 日	第 2 回吹田市保健所業務移管検討ワーキング会議	府保健所の概要について

年月日	会議名称等	内 容
平成 29 年 8 月 (2017 年) 18 日	第 1 回保健所勉強会 〈精神保健に関する事務〉	1. こころの健康相談（臨床心理士等による相談）、訪問 2. 精神疾患に関する知識の普及 3. 自殺対策
8 月 22 日	第 1 回中核市移行推進本部幹事会	スケジュール確認、検討シートの説明
8 月 30 日	検討シート作成説明会	スケジュール確認、検討シートの説明
9 月 4 日	中核市移行に関する職員研修 2	【講師】吹田保健所地域保健課師長、企画調整課総括主査、枚方市保健所保健予防課長代理 【参加者】69 人 【場所】保健センター 【内容】吹田保健所及び中核市保健所の保健活動について
9 月 4 日	第 2 回保健所勉強会 〈健康増進等に関する事務〉	1. 特定給食施設（病院、介護老人保健施設等）への指導 2. たばこ対策 3. 食育推進プロジェクト事業 4. 地域職域連携推進事業
9 月 21 日	第 2 回府・市中核市移行会議	1. 本市からの報告事項等について 2. 移譲事務説明会について 3. 質疑応答
9 月 22 日	第 2 回中核市移行推進部会【福祉・児童部会】	1. 社会福祉審議会の設置 2. 検討シートの確認 3. 今後の進め方
9 月 25 日	第 3 回保健所勉強会 〈原爆支援、アスベストに関する事務〉	1. 原爆健康被害者に対する支援（医療費助成、健康診断等） 2. 石綿健康被害者への医療費助成、相談
9 月 25 日	第 4 回保健所勉強会 〈結核・感染症等に関する事務〉	1. 結核患者、家族への専門的支援・検診・訪問指導・相談 2. 性感染症の相談・検査・予防啓発
9 月 29 日	第 5 回保健所勉強会 〈母子・難病保健に関する事務〉	1. 在宅難病患者に対する専門的支援、訪問指導、相談 2. 難病児者への医療費助成の申請 3. 医療的ケア児、重度心身障がい児への在宅支援 4. 特定不妊治療への助成

年月日	会議名称等	内 容
平成 29 年 (2017 年) 10 月 4 日	第 3 回吹田市保健所業務 移管検討ワーキング会議	本市における中核市移行に伴う保健所業務移管 に係る課題について（質問の回答）
10 月 5 日	第 2 回中核市移行推進部 会【保健衛生・保健所設 置検討部会】、第 3 回中核 市移行推進部会【福祉・ 児童部会】	保健所の土地・建物に関する合同部会
10 月 6 日	平成 29 年度第 2 回全国 施行時特例市事務担当者 会議（茅ヶ崎市）	本市より 1 人が出席
10 月 17 日	第 6 回保健所勉強会 〈保健医療計画等に関す る事務〉	1. 保健所運営協議会の運営 2. 大阪府保健医療計画 3. 地域連携クリティカルパス事業
10 月 27 日	中核市移行に関する職員 研修 3	【講師】大阪大学大学院法学研究科教授 【参加者】75 人 【場所】研修室 【内容】大都市制度における中核市について
10 月 30 日	第 2 回中核市移行推進部 会【文教部会】	1. 検討シートの進捗状況の確認について 2. 今後のスケジュールについて
10 月 30 日	第 3 回中核市移行推進部 会【環境・都市計画部会】	1. 検討シートの進捗状況の確認について 2. 今後のスケジュールについて
10 月 30 日	第 4 回中核市移行推進部 会【福祉・児童部会】	1. 検討シートの進捗状況の確認について 2. 今後のスケジュールについて
10 月 30 日	第 3 回中核市移行推進部 会【保健衛生・保健所設 置検討部会】、第 5 回中核 市移行推進部会【福祉・ 児童部会】	保健所の土地・建物に関する合同部会
10 月 31 日	第 4 回吹田市保健所業務 移管検討ワーキング会議	吹田市から提示のあった質問項目に対する回答 について（検査・食品衛生・環境衛生関係）
11 月 10 日	第 7 回保健所勉強会 〈動物愛護に関する事務〉	1. 動物の愛護及び管理に関する業務 2. 狂犬病予防に関する業務
11 月 10 日	第 8 回保健所勉強会 〈検査に関する事務〉	検査に関する業務

年月日	会議名称等	内 容
平成 29 年 (2017 年) 11 月 20 日	中核市移行に関する視察 (高槻市)	包括外部監査について
11 月 22 日	中核市移行に関する視察 (豊中市)	包括外部監査について
11 月 22 日	中核市移行に関する視察 (豊中市保健所)	保健所設置等について
11 月 24 日	中核市移行に関する視察 (高槻市保健所)	保健所設置等について
11 月 30 日	第 4 回中核市移行推進部 会【環境・都市計画部会】	【講師】環境省環境再生・資源循環局制度企画室 長 【参加者】38 人 【場所】研修室 【内容】中核市の業務について～廃棄物関係の業 務を例に～
12 月 19 日	第 5 回吹田市保健所業務 移管検討ワーキング会議	本市が提示した質問項目に対する回答について (動物愛護関係)
平成 30 年 (2018 年) 1 月 5 日	第 3 回中核市移行推進部 会【文教部会】、第 6 回中 核市移行推進部会【福 祉・児童部会】、第 5 回中 核市移行推進部会【環 境・都市計画部会】、【保 健衛生・保健所設置検討 部会】	中間とりまとめ等についての合同部会
1 月 5 日	第 6 回吹田市保健所業務 移管検討ワーキング会議	本市から提示した質問項目に対する回答につ いて(薬事関係)
1 月 11 ~ 17・ 22 日	大阪府移譲事務説明会	計 6 日間の開催(マッセ O S A K A 及び咲洲庁 舎)
1 月 26 日	第 2 回中核市移行推進本 部会議	1. 平成 29 年度(2017 年度)の取組について 2. 移譲事務や課題等に関する検討状況について
2 月 8 日	第 9 回保健所勉強会 〈動物愛護に関する事務〉	府動物愛護管理センター視察
2 月 21 日	第 10 回保健所勉強会 〈医事に関する事務〉	医療法に関する業務

年月日	会議名称等	内 容
平成 30 年 (2018 年) 4 月 1 日	中核市移行準備室及び保 健所設置準備室設置	中核市移行準備室 事務職 5 人 (内、1 人は兼 務)、化学職 1 人 保健所設置準備室 事務職 5 人 (内、2 人は兼 務)、保健師 2 人
4 月 2 日	第 3 回中核市移行推進本 部会議	1. 吹田市中核市移行基本計画 (素案) について 2. 今後のスケジュールについて 3. 中核市移行推進本部体制の変更について
4 月 3 日	新規採用職員研修	【講師】行政経営部中核市移行準備室主幹 【場所】メイシアター集会室 【内容】本市の中核市移行について
4 月 11 日	第 4 回中核市移行推進部 会【文教部会】	吹田市中核市移行基本計画 (案) について
4 月 12 日	第 7 回中核市移行推進部 会【福祉・児童部会】	吹田市中核市移行基本計画 (案) について
4 月 12 日	第 6 回中核市移行推進部 会【環境・都市計画部会】	吹田市中核市移行基本計画 (案) について
4 月 16 日	第 6 回中核市移行推進部 会【保健衛生・保健所設 置検討部会】	吹田市中核市移行基本計画 (案) について
4 月 20 日	平成 30 年度中核市市長 会事務担当者会議 (東京 都)	本市より 1 人が出席
4 月 27 日	平成 30 年度第 1 回全国 施行時特例市事務担当者 会議 (茅ヶ崎市)	本市より 1 人が出席
5 月 2 日	第 4 回中核市移行推進本 部会議	吹田市中核市移行基本計画 (案) について
5 月 15 日 ～ 7 月 3 日	吹田市中核市移行基本計 画 (案) のパブリックコ メント実施	5 月 15 日から 7 月 3 日まで【50 日間】
5 月 22 日	第 7 回吹田市保健所業務 移管検討ワーキング会議	提出資料の作成について
5 月 26 日	職員採用試験説明会にて ブース設置	職員採用試験受験予定者に対し、中核市移行準備 室職員 2 人による説明

年月日	会議名称等	内 容
平成 30 年 5 月 (2018 年) 28 日	第 3 回府・市中核市移行 会議	1. 中核市移行までのスケジュールについて 2. 府単独・特例条例事務の協議について 3. 総務省ヒアリングのスケジュールについて
5 月 29 日	市民向け情報発信	部長ブログ
6 月 1 日	中核市移行についてのリー フレットを全戸配布	市報 6 月号と同時配布
6 月 11 日	中核市移行についての意 見交換会	【場所】千里市民センター大ホール 【人数】26 人 【内容】 1. 挨拶・趣旨説明 2. 吹田市中核市移行基本計画（案）について 3. 意見交換（テーブルごとのグループワーク）
6 月 16 日	出前講座	【場所】さんくすホール第 4 会議室 【人数】25 人
6 月 23 日	まちづくり吹田学塾にて 説明	【場所】メイシアター第 1 会議室 【人数】8 人
6 月 24 日	中核市移行についての意 見交換会	【場所】研修室 【人数】30 人 【内容】 1. 挨拶・趣旨説明 2. 吹田市中核市移行基本計画（案）について 3. 全体質疑 4. 意見交換（テーブルごとのグループワーク）
7 月 9 日	中核市移行に関する職員 研修 4	【講師】内閣府地方分権改革推進室参事官補佐 【参加者】45 人 【場所】研修室 【内容】中核市移行を見据えた地方分権改革につ いて～地方の声で国の制度を変え、地域の課題解 決を実現～
7 月 12 日	第 5 回中核市移行推進本 部会議	吹田市中核市移行基本計画（案）について
7 月 24 日	政策会議	吹田市中核市移行基本計画の策定及び事務の移 譲について

吹田市中核市移行基本計画（案）

平成 30 年（2018 年）7 月発行

【発行者】吹田市 行政経営部 中核市移行準備室

〒564-8550 大阪府吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号

電話 06-6155-5782 FAX 06-6368-7343